SGEC/31-01-01

PEFC/31-01-02

SGEC/PEFC の現状とSGEC規格の概要

2026（令和8）年　8月17日
緑の循環認証会議（SGEC/PEFCジャパン）

目次

1. SGEC/PEFC認証をめぐる状況

2. SGEC規格2021版規格の概要
とEUDR関連規格改正

3. アイヌ民族関連規格について

SGEC/31-01-01

PEFC/31-01-02

SGEC/PEFCをめぐる状況

森からの恩恵は色々…





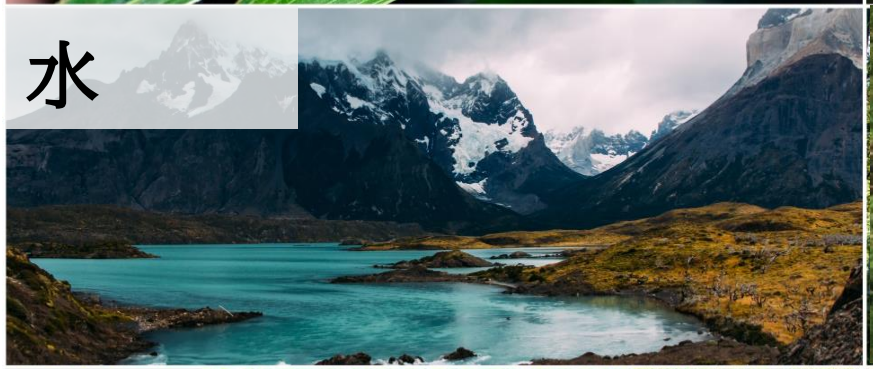

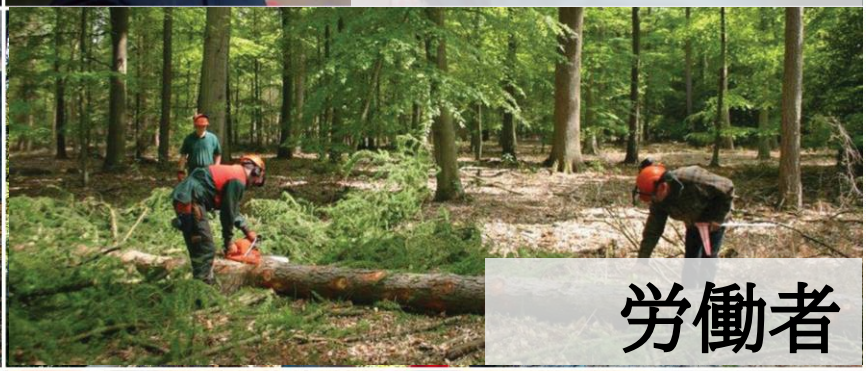





SGEC
SGEC/31-01-01

PEFC
PEFC/31-01-01

世界の森林は減少、破壊されている

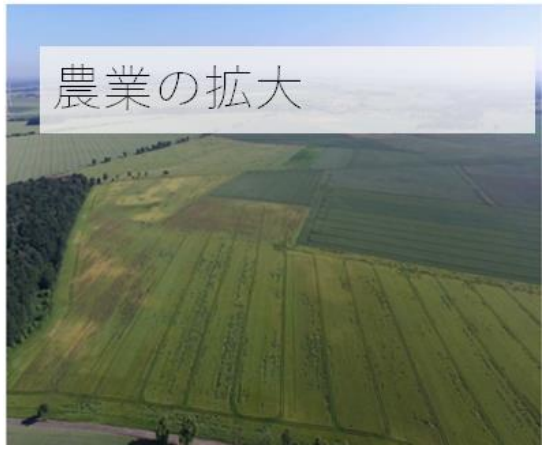









SGEC/31-01-01

PEFC/31-01-01

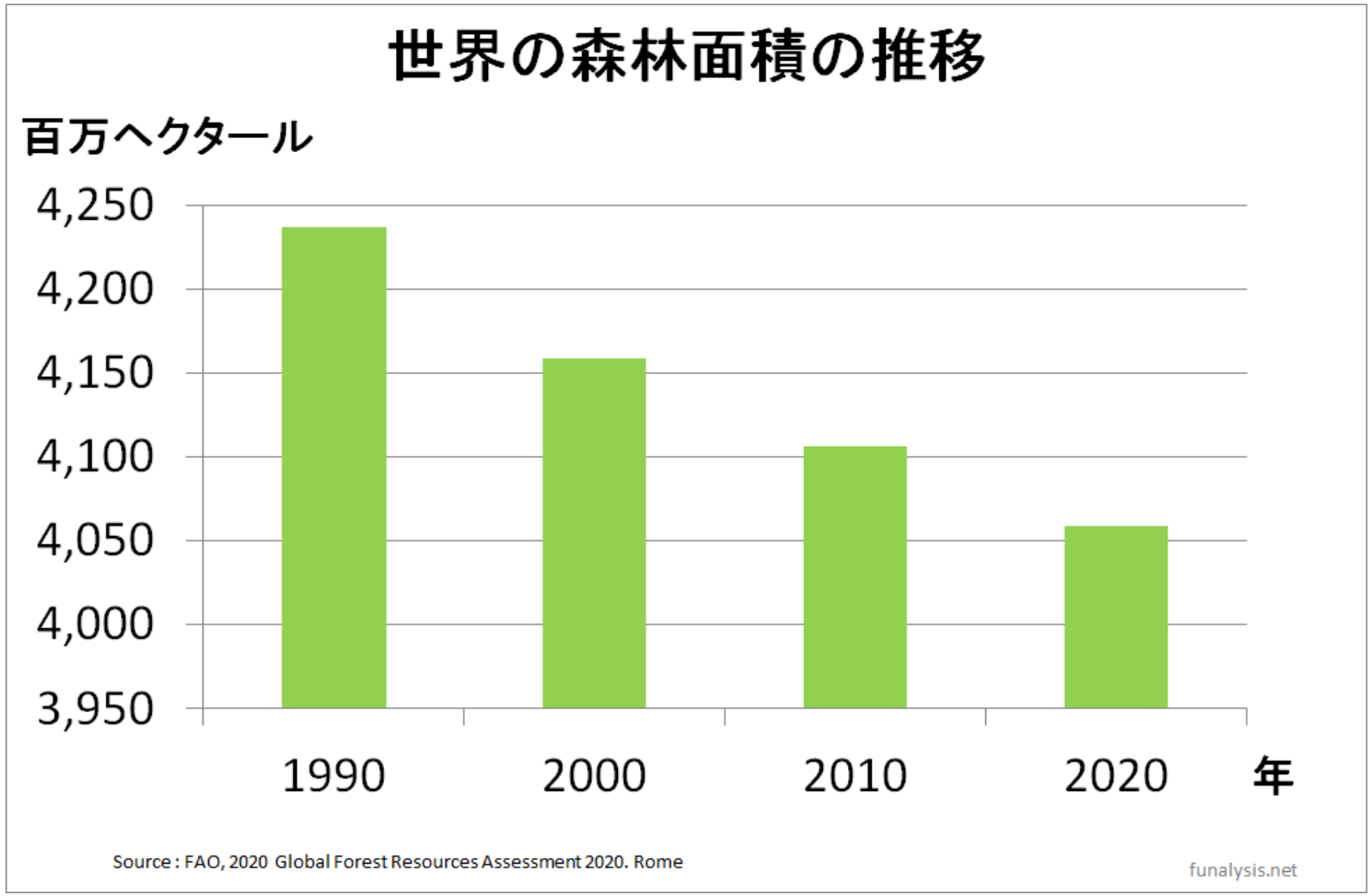

世界の森林は2010年から10年間で年平均は470万ha減少

新規植林等に よる増加を考慮しなければ、年平均1,020万ha（2015-2020年）減少

SGEC
SGEC/31-01-01

PEFC
PEFC/31-01-01

日本の人工林はすでに成熟期・・・

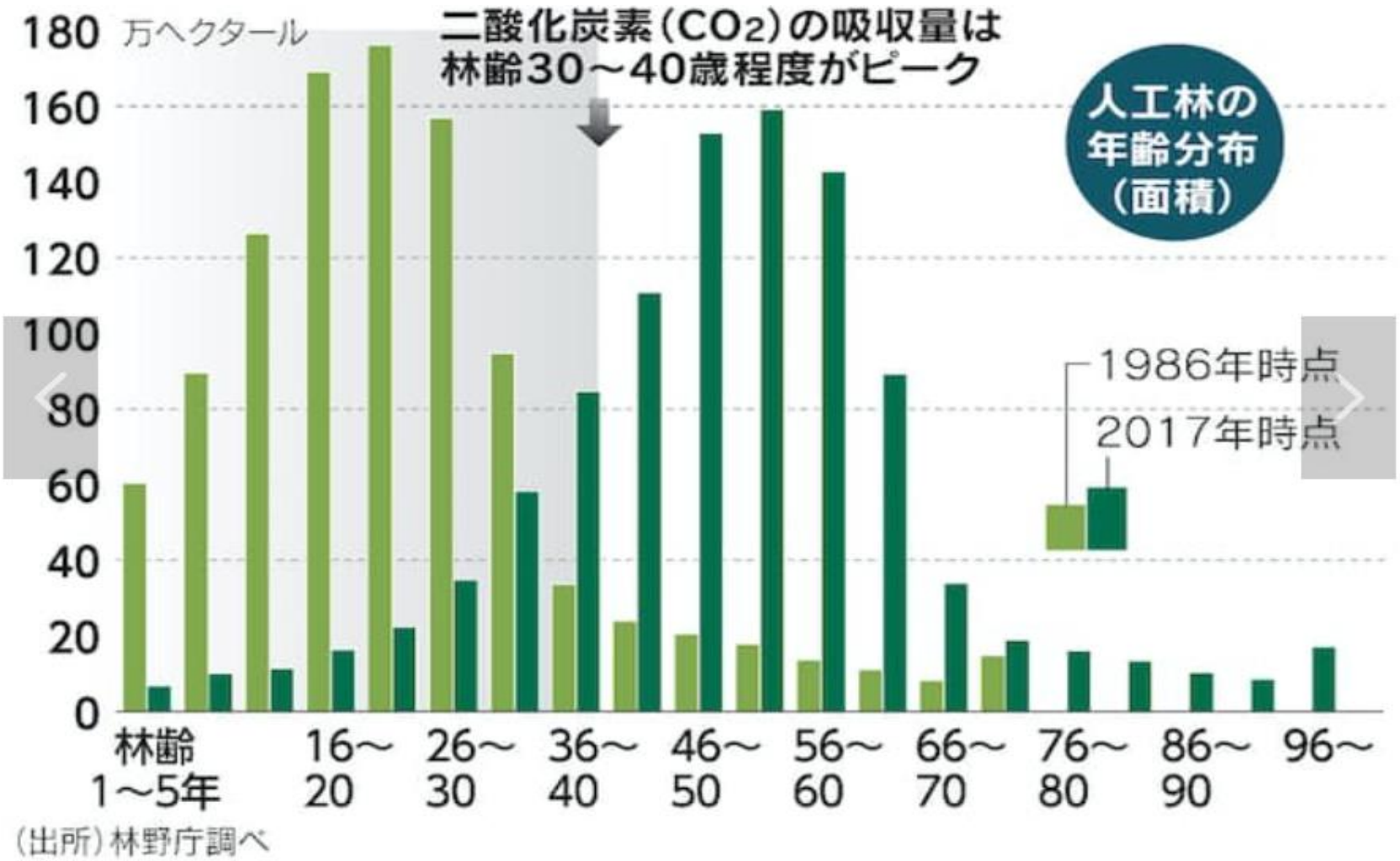

森の循環利用の実現が課題

森林資源の循環利用（イメージ）



参考：林野庁HP



SGEC
SGEC/31-01-01

PEFC
PEFC/31-01-01

持続可能な森林とそこから産出される木材を証明する森林認証

森林認証の仕組み～森から製品まで

認証材・
非認証材の分別、

持続可能な
森林管理の促進

原材料の
認証情報のトレース

第三者による
審査・認証

最終製品に
ロゴマーク





FM（森林管理認証）

CoC認証

森林認証発展の経緯

20世紀末　世界的な森林の減少・劣化が大きな環境問題

1992年　地球サミット“持続可能な森林管理”

持続可能な森林管理の基準・指標の策定
- ・ヘルシンキプロセス（欧州）
- ・モントリオールプロセス（欧州以外の温帯）
- ・タラポトプロセス（アマゾン流域）　他

1999年　PEFC創設

ISO認証手順
を採用

2004年 AFS（豪州）、CertforChile（チリ）、

2005年　CSA（カナダ）、SFI（アメリカ）　が
相互承認 ・・・ 欧州から世界へ展開

2014年SGEC（日本）加盟

2015年アジア各国に急展開

2016年　SGECが相互承認＝PEFCへ

適切に管理された森林からの製品需要

エコラベルの氾濫（玉石混淆）

信頼できる制度を

1993年　FSC設立

WWFなどが主導

SGEC
SGEC/31-01-01

PEFC
PEFC/31-01-01

持続可能な森林管理の基準の三つの柱

3つの要素がバランスよく取り入れられることが重要



環境

- 植物相、動物相の維持、増大
- 生物多様性・危惧種の保護
- 価値ある生息地の保護
- 伐採後の再生

社会

- 就労者の健康と安全
- 住民や林業従事者の人権と労働権利の尊重
- 地域コミュニティーのための森林の多角的な利用
- 精神・宗教、伝統、景観上の役割と価値

経済

- 地元住民への就労機会
- 森林所有者の収入
- 素材としての木材の提供
- 林業、紙・木材業、貿易





SGEC
SGEC/31-01-01

PEFC
PEFC/31-01-01

SGEC認証の仕組み［ISOに準拠］

独立、公平、透明性の高い審査とトレーサビリティ



PEFCによる相互承認

各国の認証制度の基準が
PEFCが求める**国際的な基準**を満たしていれば：
相互承認

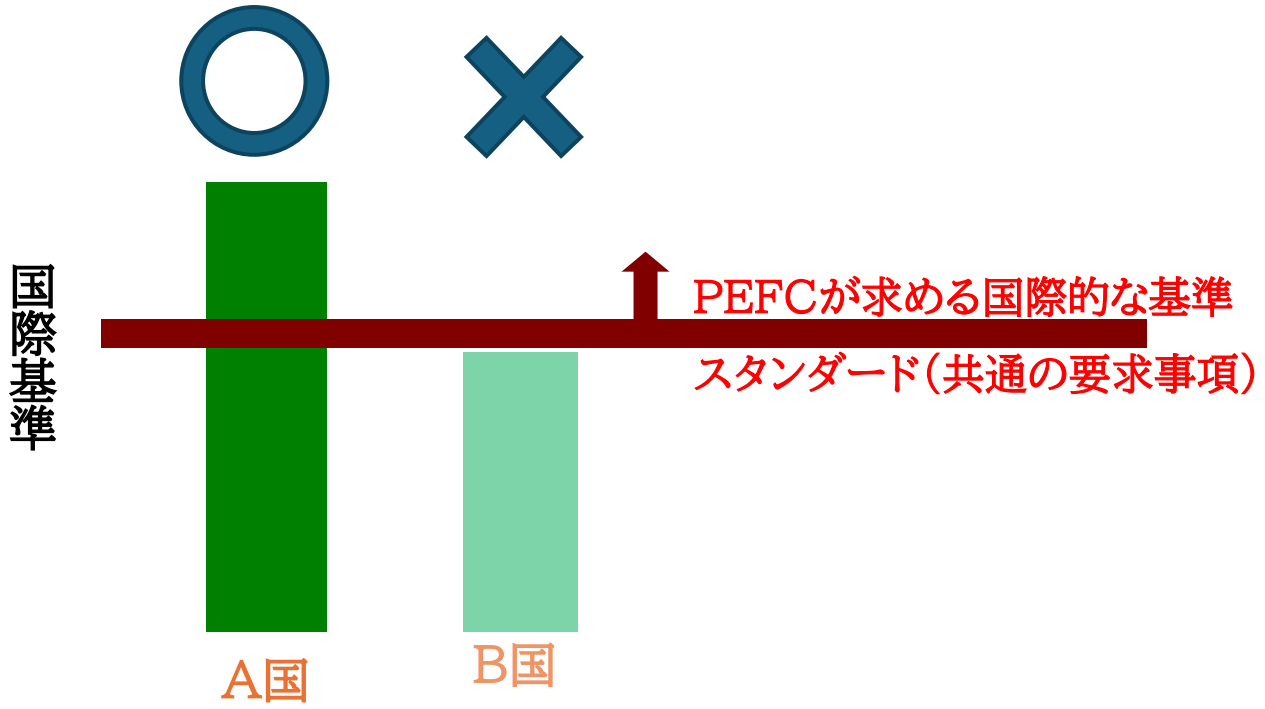

SGEC/PEFC森林認証制度

日本で生まれた森林認証制度：
緑の循環認証会議

・日本独自の森林認証制度として2003年に設立。
・2014年PEFCに加盟、2016年にPEFCの相互承認
・以来、PEFCネットワークの一員として
認証活動を展開。

PEFCの承認
2016年

世界最大の森林認証制度：
PEFC

・設立1999年。
・現在57か国が加盟している森林認証制度
・認証林面積としては世界最大。
・各国独自の認証制度を尊重、基準を審査し、
PEFCが承認する(相互承認)システム。
・非営利の国際NGO、本部はスイス。

SGEC認証国産材 ＝ PEFC認証材
として流通！～輸出も視野に

PEFC認証林の現状

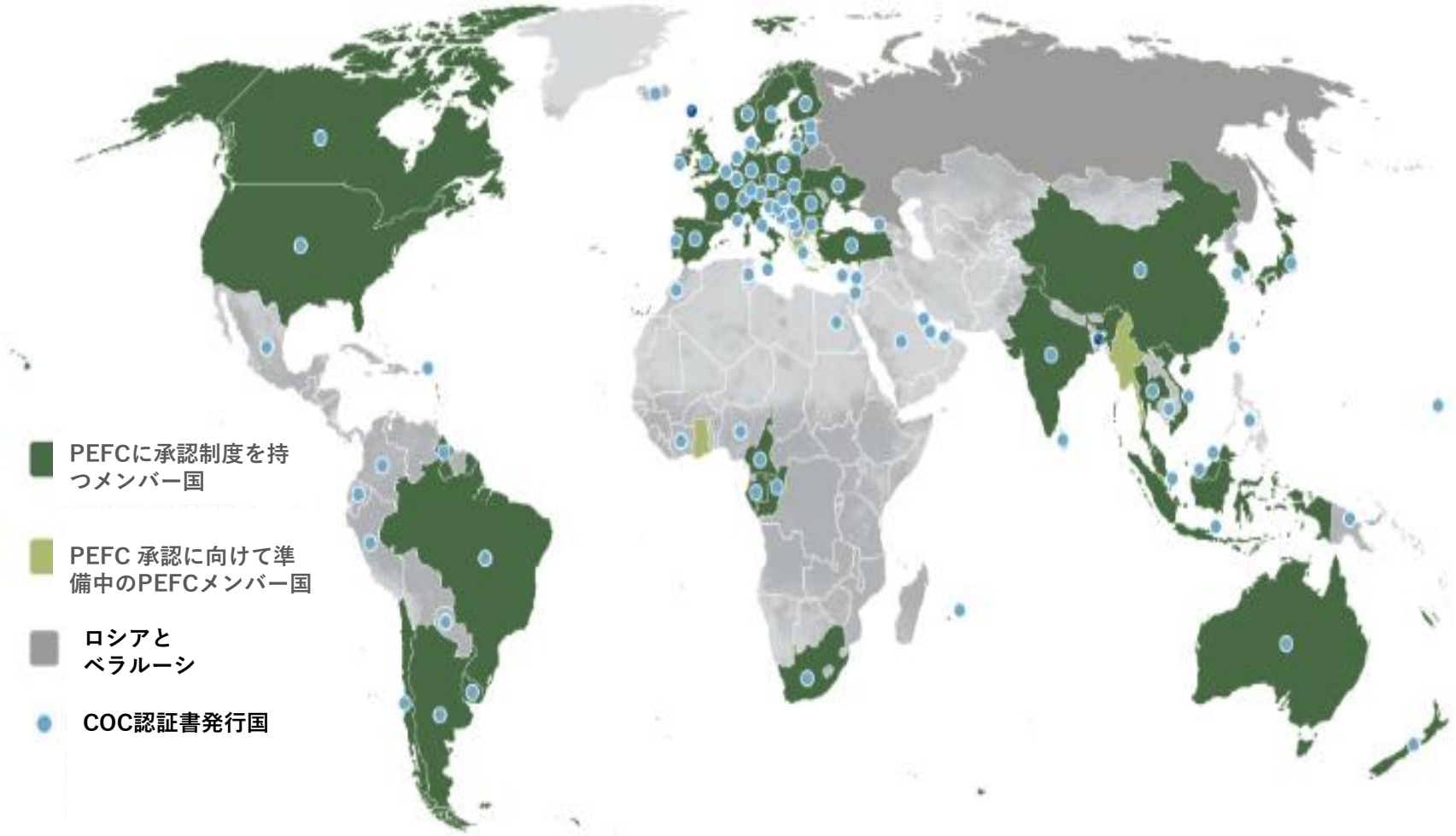

PEFC認証林認証森林
2億9,700万ha
（2024.12現在）

（ロシアとベラルーシの面積を加えれば約3億3,000万ヘクタール）

加盟国
57カ国
相互承認
52 カ国の制度

PEFC認証を受けた企業
29,800 以上

世界の認証森林面積ーPEFCは最大の認証制度

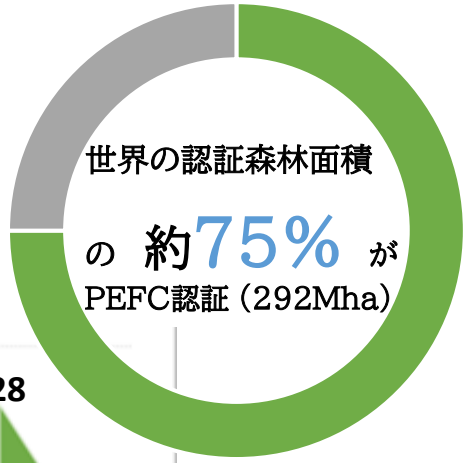

PEFC、FSC及びダブル認証面積のグローバルな成長（百万ヘクタール）

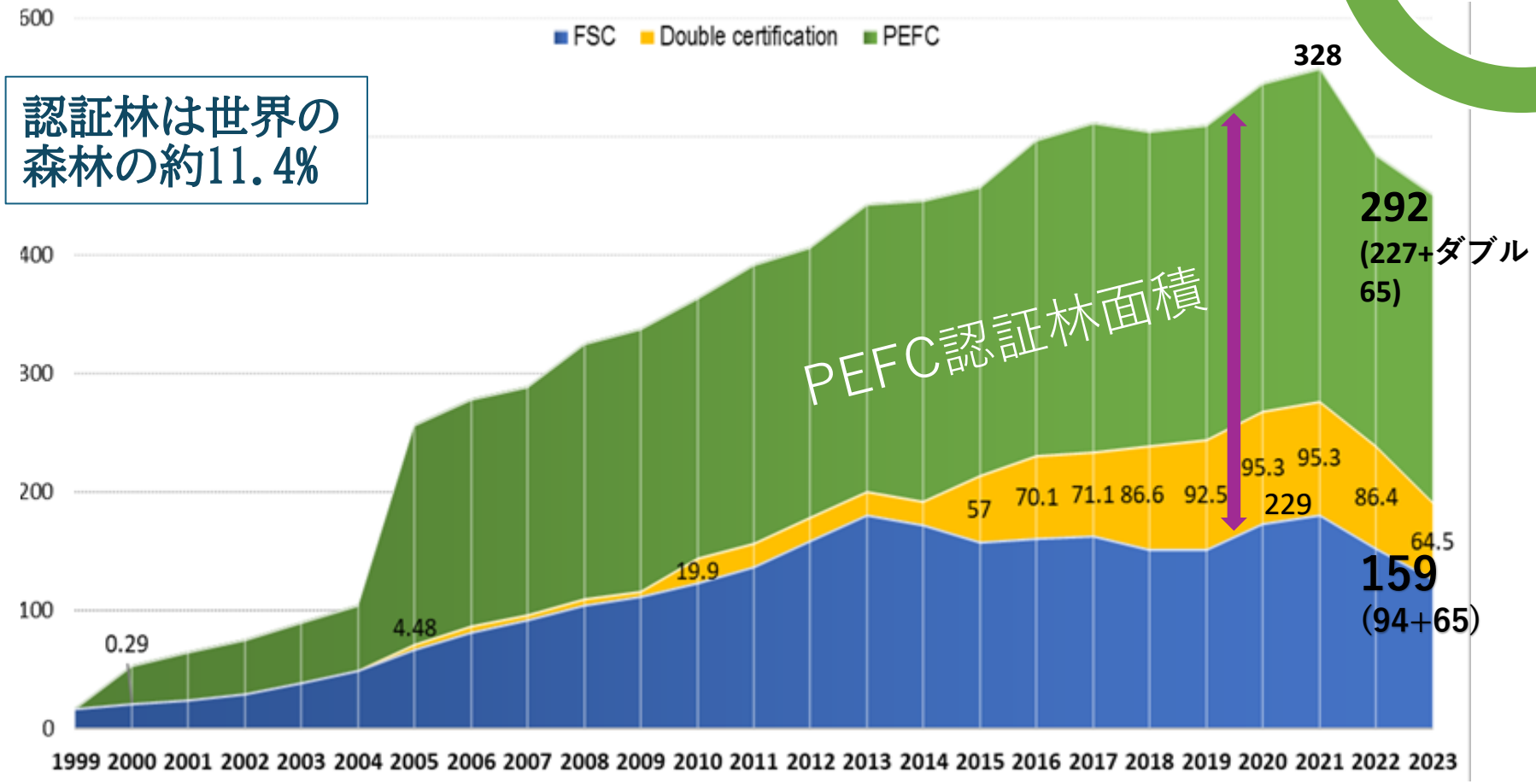

認証林は世界の森林の約11.4%

データソース
PEFC:2023.6　FSC：2023.3
ダブル認証：December 2022

SGEC 規格のPEFC再承認 (2022.4)



CERTIFICATE
OF ENDORSEMENT

PEFC

This is to certify that the

SUSTAINABLE GREEN ECOSYSTEM COUNCIL'S FOREST CERTIFICATION SCHEME

submitted by the PEFC Council member

SGEC/PEFC JAPAN

was verified as meeting the PEFC Council requirements and subsequently maintained its endorsement as of 31 January 2022.

This endorsement is subject to ongoing PEFC Council membership, continued compliance with the PEFC Sustainability Benchmarks and timely fulfilment of the endorsement milestones. Any revision of the system has to be submitted to the PEFC Council for assessment.

Eduardo Rojas-Briales, Chairman

Michael Berger, Secretary General

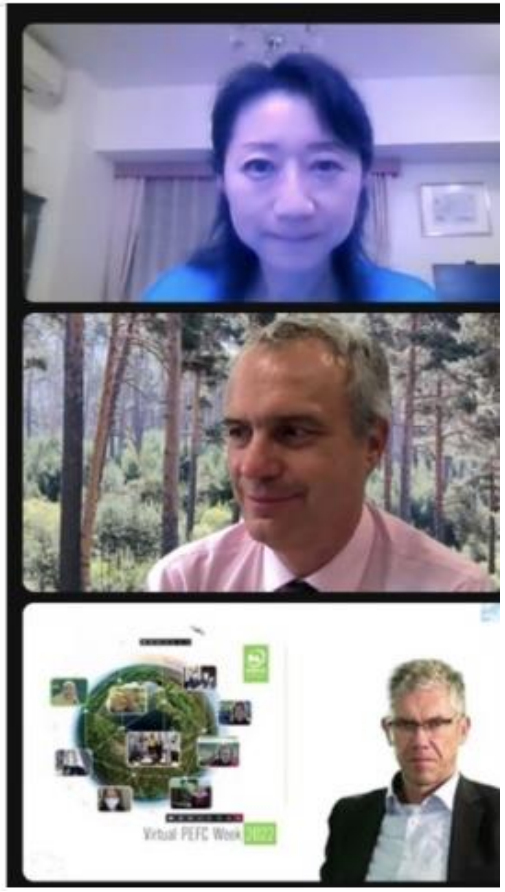

SGEC
SGEC/31-01-01

相互承認による供給チェーンの移行

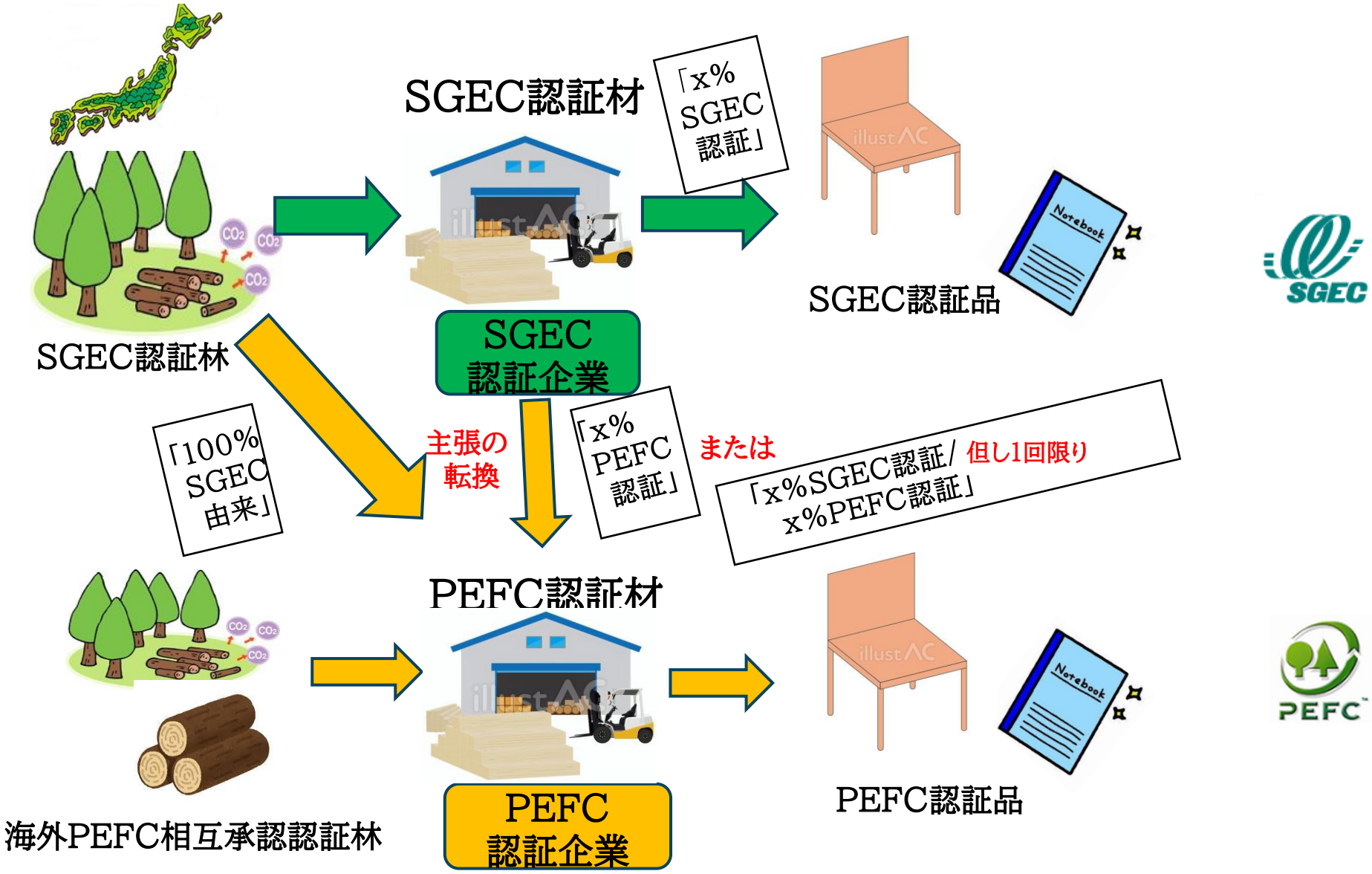

SGEC認証林面積分布と推移

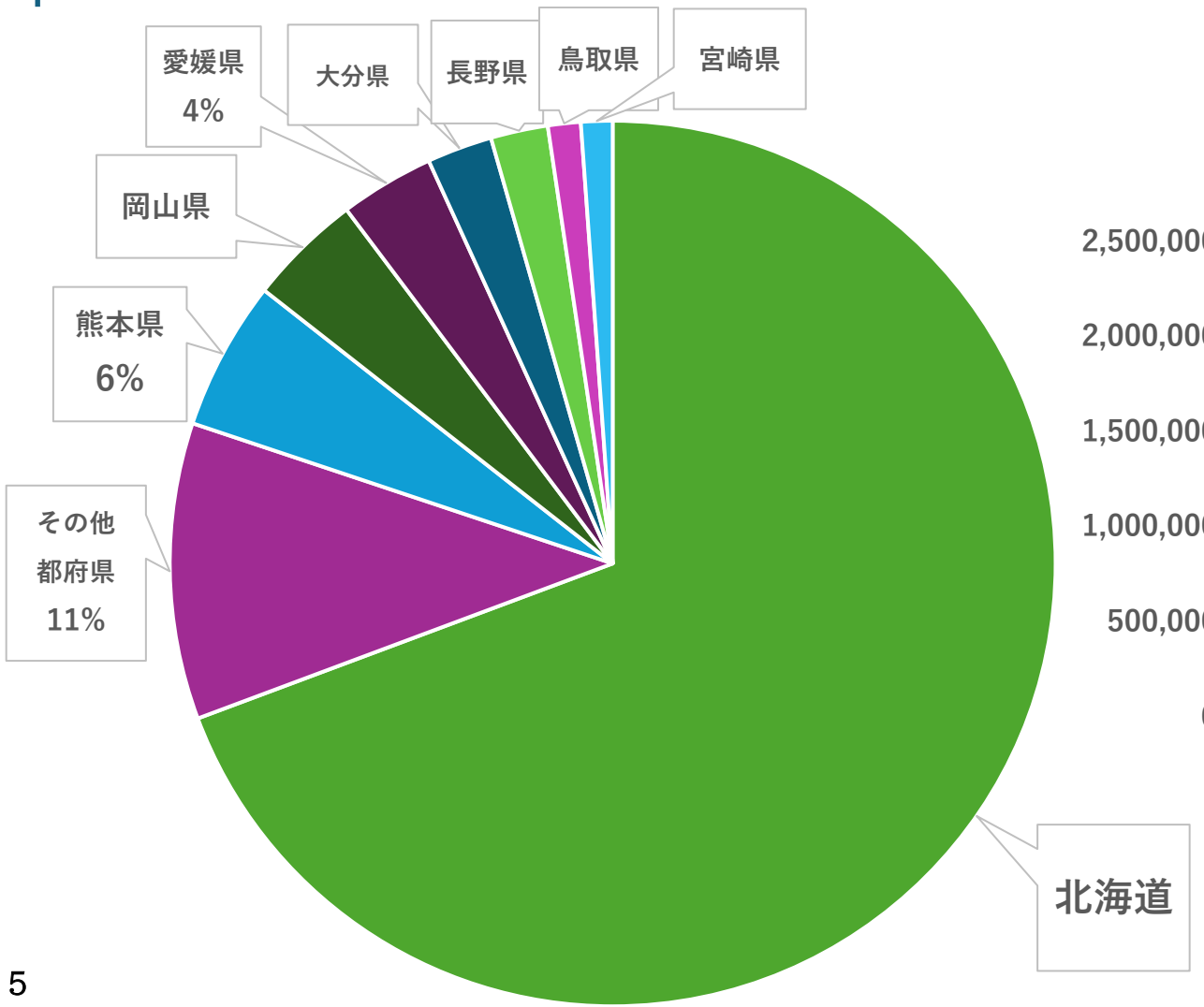

日本国内の認証林：221万㌶（日本の人工林の約20％超相当）
2026年3月末時点

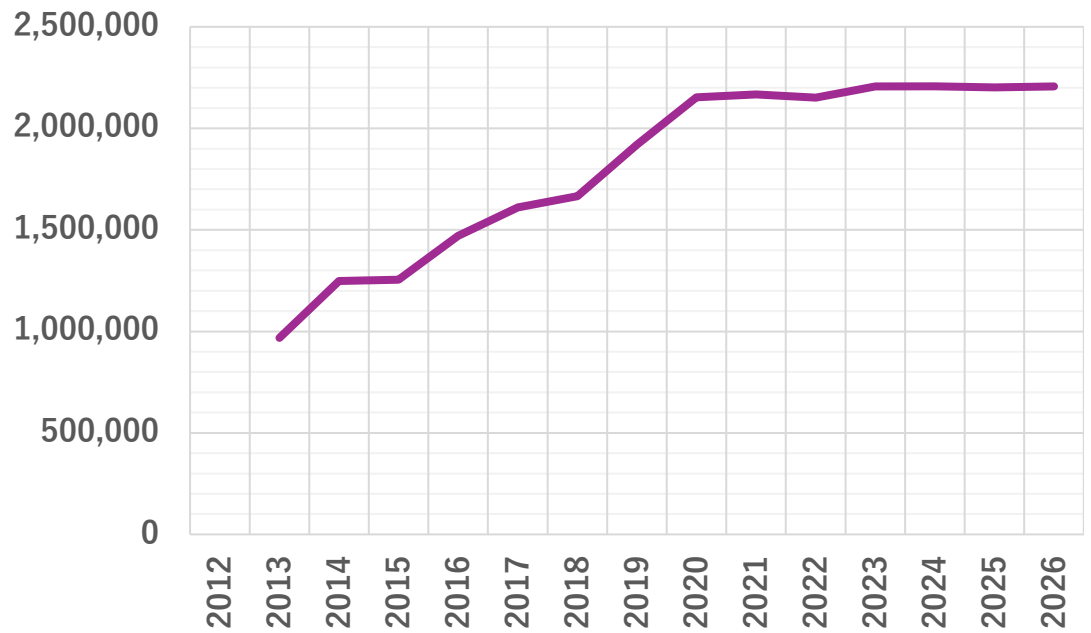

SGEC/PEFC-COC認証分布と認証数の推移

認証件数 493件（2026年3月末時点）
認証企業 824（2026年3月末末時点）
（企業数には生産者グループ参加企業数も含む）

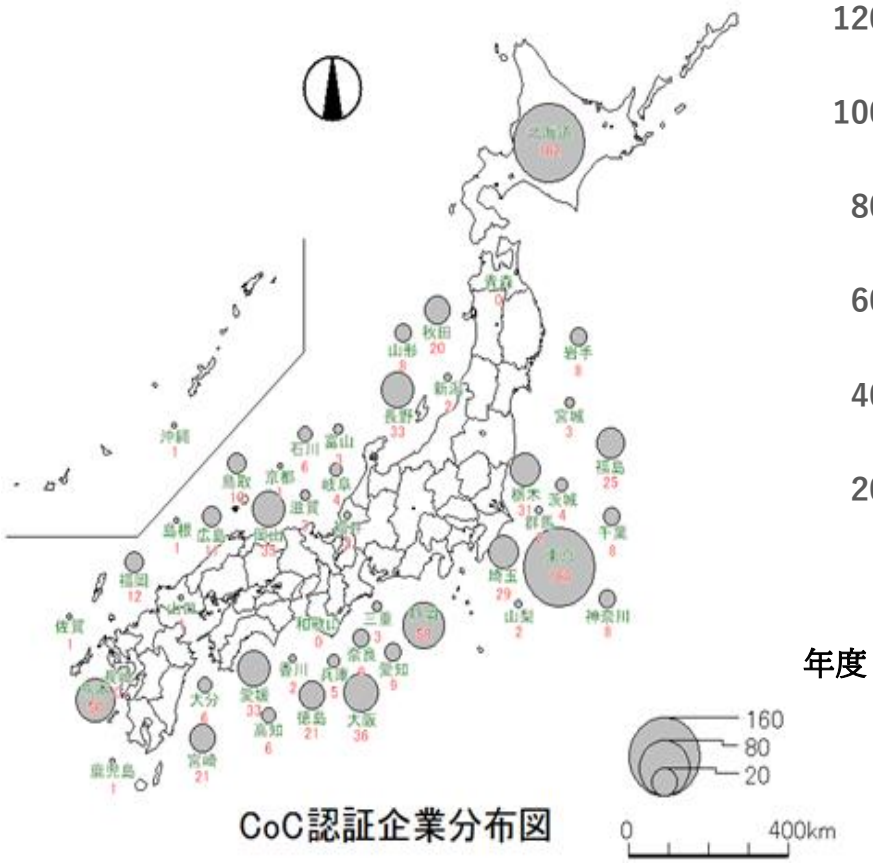

CoC認証企業分布図

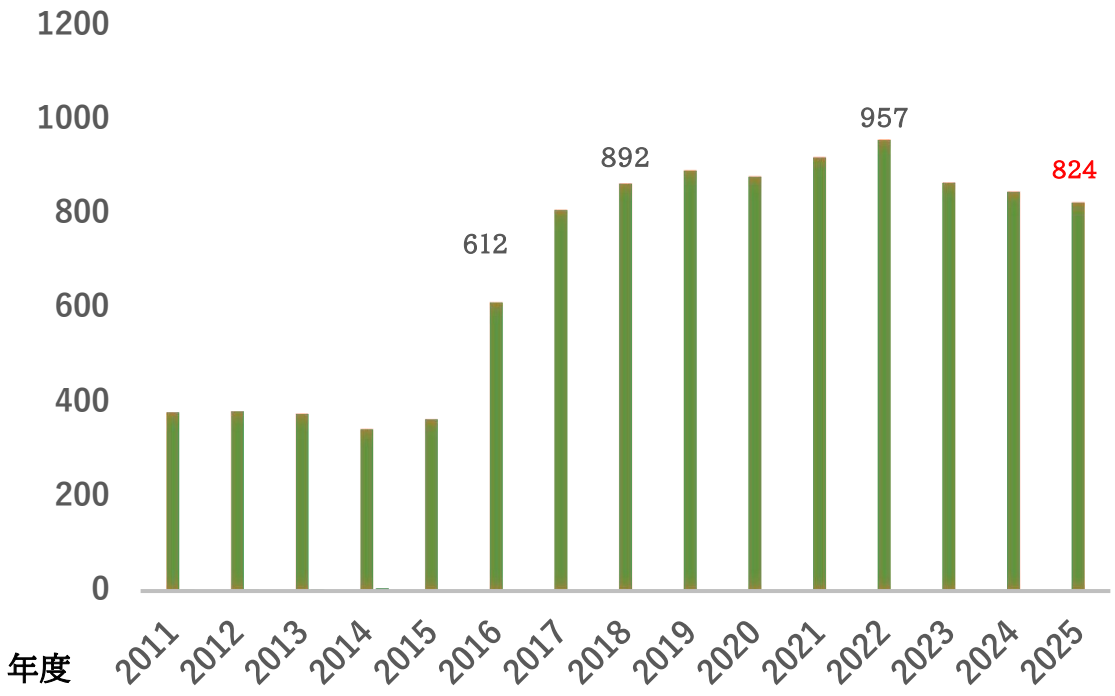

※2023年にマルチサイトを精査し、「生産者グループ企業」に限定するとともに2024年にSGEC、PEFCのダブルに認証ついて、1件にカウントすべきものを１件に修正したためめ、総数としては減少

COC認証新規取得と取り下げの推移

年度	新規合計	取下げ合計
2019	12	36
2020	20	32
2021	39	41
2022	38	65
2023	20	28
2024	23	23
2025	42	22

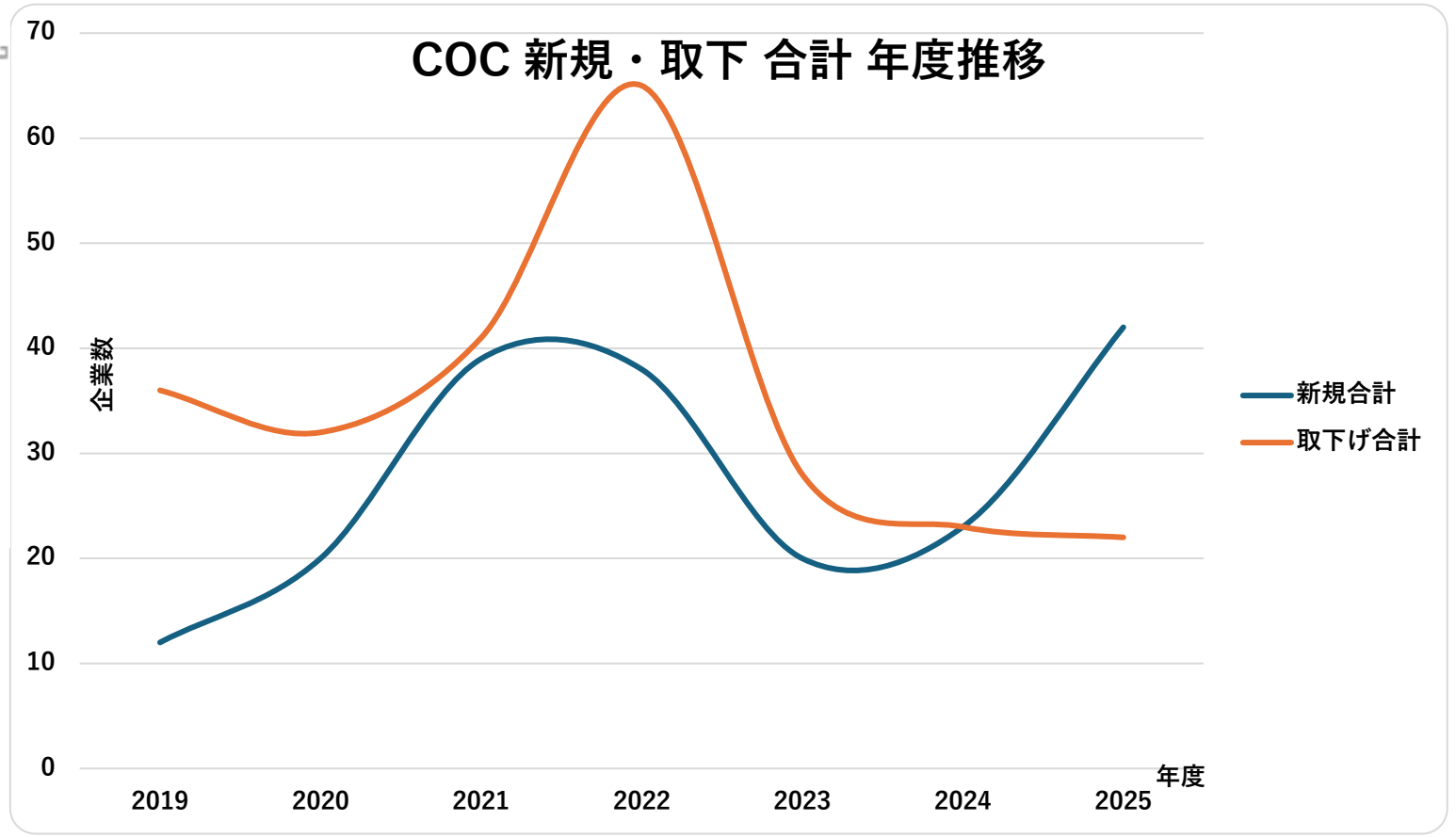

SGEC/PEFC認証とSDGs

SDGsの全17の目標達成に貢献可能



世界の多くの貧困の人々が住んでいる森において、小規模な森林所有者の持続的な森林管理の実現を通じ、貧困の減少に貢献します



SGEC/PEFC森林認証は、森林からの採取されるきのこなどの特用林産物の持続可能な生産を可能とし、食の安全に役立ちます



SGEC/PEFC森林認証を通じた健全な森林の維持は、森林の中を歩いたりハイキングを提供するなど、森林は人々の健康や精神の安定に貢献します



SGEC/PEFC認証を通じた森林の持続可能な管理は、子供たちへ継続的に環境教育の場を提供するなど、教育レベルの向上に貢献します



SGEC/PEFC認証を通じた森林の持続可能な管理は、多くの女性に対し継続的な働く場を提供します



SGEC/PEFC認証を通じた森林の持続可能な管理は、雨水を蓄えるなど水の循環の維持に貢献します



SGEC/PEFC認証を通じた持続的に管理されている森林から生産される木質バイオマスはクリーンエネルギーの、持続可能な社会と安定的なエネルギー供給に貢献します

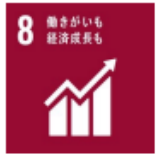

SGEC/PEFC認証を通じた持続可能に管理された森林は、地域での継続的な雇用を創出し、小規模企業の基盤になります



SGEC認証は地域材・国産材生産の振興による林産物の責任ある調達を推進します



SGEC/PEFC森林認証は、家族、コミュニティ、先住民の生活の確保に貢献します

SGEC
SGEC/31-01-01

PEFC
PEFC/31-01-01



SGEC/PEFC認証材の建築利用、推進は持続可能なまちづくりに貢献します



森林認証は、地域材に付加価値を与え、その利用促進に貢献するとともに、SGEC/PEFC認証紙品のロゴが企業や消費者の責任ある選択を支援し「緑の循環」を促進します



SGEC/PEFC認証を通じた森林の持続可能な管理は、人為的に排出されたCO_2を継続的に吸収することでカーボンニュートラルな資源・エネルギーの循環利用を促進します



SGEC/PEFC認証を通じた森林の持続可能な管理は、土砂の流出を減らし、河川や沿岸域の環境を改善し、水域生態系を保全します



SGEC/PEFC認証を通じた持続可能な森林管理の推進は、生物多様性を保全します



SGEC/PEFC認証規格は、ISOとPEFC規準に準拠し多様な関係者の参画と透明性確保の原則を重視しています



SGEC/PEFC認証は地域からのグローバルまで、すべての関係者のパートナーシップを促進しています

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

FM認証、**COC認証**を**取得**、**認証製品**を扱うことで、
森林所有者・**企業**は**SDGs**に貢献！

主要国では森林認証が当たり前

- 欧州の主な製材品輸出国の認証林比率は 8割を超えている。
- 認証材でないと市場で取引もできない”国も

国別の森林認証面積(2022年)

単位：万ha

	森林面積	PEFC	FSC	重複	認証林合計	認証林比率 PEFC	FSC	計
スウェーデン	2,807	1,683	1,963	1,354	2,292	60%	70%	82%
フィンランド	2,222	1,899	225	203	1,921	85%	10%	86%
ドイツ	1,110	875	144	112	907	79%	13%	82%
オーストリア	400	335	0.06	0	335	84%	0%	84%
日本	2,510	223	42	5	260	9%	2%	10%

資料：PEFC StatiticsおよびFSC Statistics

（森林総合研究所・早舩真智氏まとめ）

➡ 認証材が当たり前の潮流

➡ EUの森林減少規制（EUDR）の施行

➡ 日本においてもクリーンウッド法の改正

改正クリーンウッド法

- 2023年5月➡政令発行(2024年12月)➡25年4月施行:「第一種事業者の合法性等の確認が義務化」

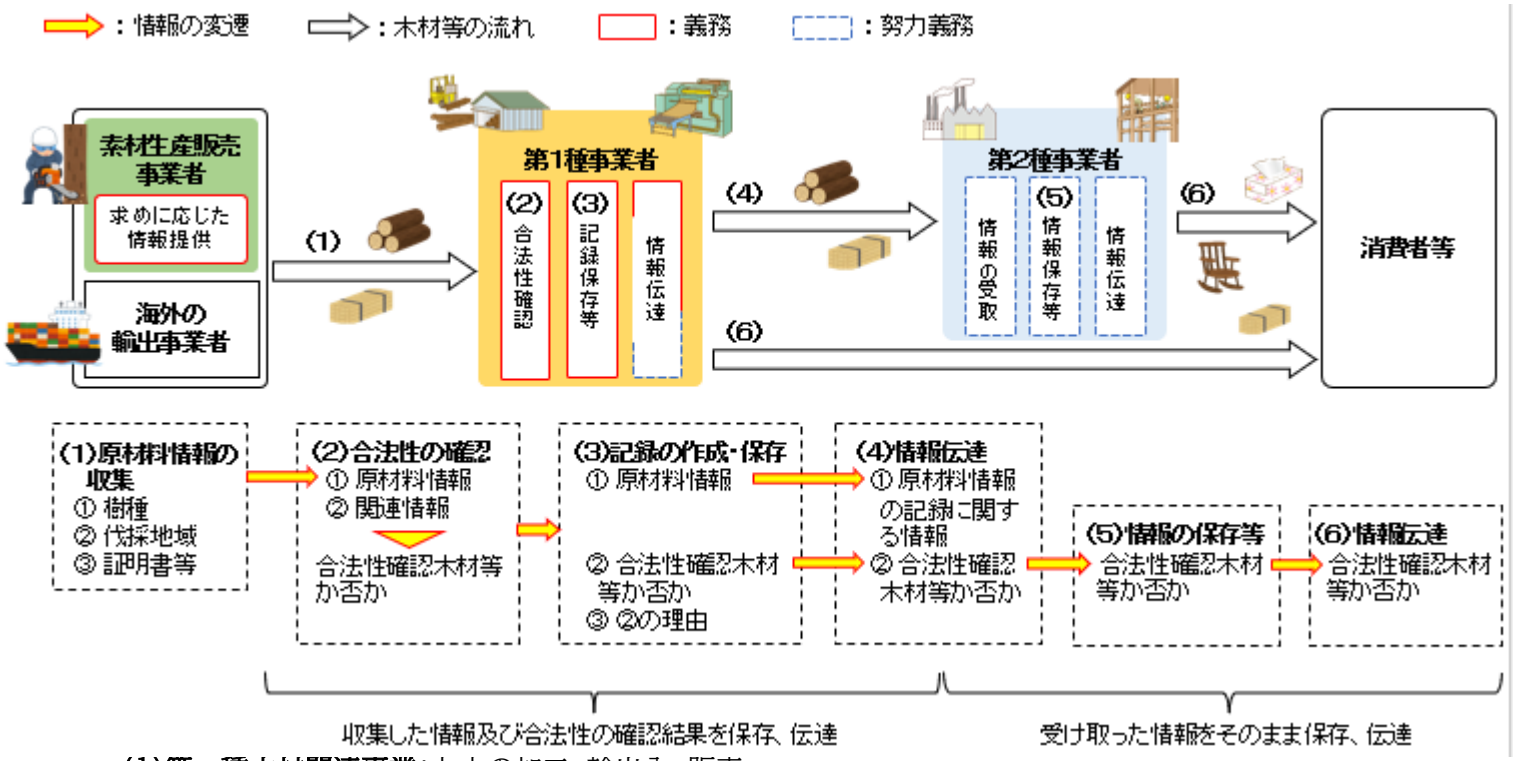

(1)**第一種木材関連事業**:丸太の加工、輸出入、販売
(2)**第二種木材関連事業**:木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外の事業

➡ 「政令」第一条十二号中の記載:
(前略)木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証したことを示す情報 ⟹ 「告示」SGEC及びPEFCを指定

大阪・関西万博「持続可能性に配慮した調達コード」
（木材・紙関連部分抜粋）

木材

①森林に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること
②中長期的な計画又は方針に基づき管理経営
③環境上重要な地域が適切に保全されており、また、森林の農地等への転換に由来するものでないこと
④先住民族や地域住民の権利が尊重され、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること
⑤労働者の労働安全・衛生対策が適切に取られていること

FSC 、PEFC 、SGEC による認証材　原則認める
認証材でない場合は、上記 ①～⑤に関する確認、証明が必要

紙

①～⑤　木材と同様
バージンパルプを使用した紙として、FSC、PEFC（SGEC を含む）の認証紙を認める
認証紙以外を必要とする場合は、バージンパルプの原料となる木材等について、
①～⑤に関する確認が必要

2025大阪関西万博
オーストリアパビリオン
楽譜部分は万博唯一の「プロジェクト認証」



建築物への木材利用に係る評価ガイダンス

第2章

2024年3月 林野庁

本ガイダンスにおける評価の全体像

4

- 既存のESG関連情報開示の枠組み等や建築物の評価における木材利用に関係する評価項目をはじめとして、有識者の意見、ヒアリング、実例等も踏まえながら、建築物への木材利用に関する評価分野、評価項目及び評価方法を整理して示す。

■本ガイダンスにおける建築物への木材利用に係る評価の全体像

評価分野	評価項目 （建築事業者等が行う取組）	評価方法
1. カーボンニュートラルへの貢献	①建築物のエンボディドカーボンの削減	✓ LCAにより算定した、建築物に利用した木材の製品製造に係るGHG排出量を示す。
	②建築物への炭素の貯蔵	✓ 林野庁「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により炭素貯蔵量を示す。
2. 持続可能な資源の利用	①持続可能な木材の調達（デュー・デリジェンスの実施）	✓ 利用する木材について、以下を確認していることを示す。また、i)についてはその量や割合を示す。 i) ①合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）に基づき合法性が確認でき、かつその木材が産出された森林の伐採後の更新の担保を確認できるものであること、又は②認証材（森林認証制度により評価・認証された木材）であることのいずれかであること。 ii) サプライチェーンにおいて[illegible]サプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえた人権尊重の取組が実施され[illegible]
	②森林資源の活用による地域貢献	✓ 地域産材（又は国産材）の利用の有無、利用量や利用割合を示す。 ✓ 地域産材の活用を目的として、地域の林業・木材産業者と建築物木材利用促進協定等を締結していることを示す。 ✓ 産業連関表を用いて、木材利用による地域経済への波及効果を定量的に示す。
	③サーキュラーエコノミーへの貢献	✓ サーキュラーエコノミーの観点から、木材は再生可能資源として評価されるものであることを示す。 ✓ 建築物において循環性（サーキュラリティ）を意識した、例えば以下のような取組を実施していることについて具体的な内容を、可能な場合は定量的に示す。 i) 木材利用により非生物由来の（再生不可能な）バージン素材の利用を削減している。 ii) 再利用木材（木質ボード等）を活用している。 iii) 解体時の環境負荷を低減する設計を採用している。
3. 快適空間の実現	内装木質化による心身面、生産性等の効果	✓ 建築物の用途等に応じて、訴求度が高い内装木質化の効果を示す。

森林認証制度により評価・認証された木材

林業界に新たな木材流通展開の動きー

みんなでつくる持続可能な森林と社会 共同宣言 2025

1. 持続的な森林経営を進める森林所有者を支えていく環境の構築に取り組む

2. 需要者が持続性の担保された木材を安定的に入手することを可能とするための取り組みを働きかける

3. 国民及び重要者に信頼される持続性の担保された木材の活用に取り組むよう働きかける

4. 国の方針として持続性の担保された木材を活用していくことを明確にすることを求めていくとともに、民間レベルにおいて『持続性の担保された木材しか使わない』という行動の輪を広げる運動に取り組み、国民意識の喚起・普及に努める

令和7年5月30日

国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会
日本林業協会
全国森林組合連合会、
全国木材組合連合会
日本林業経営者協会

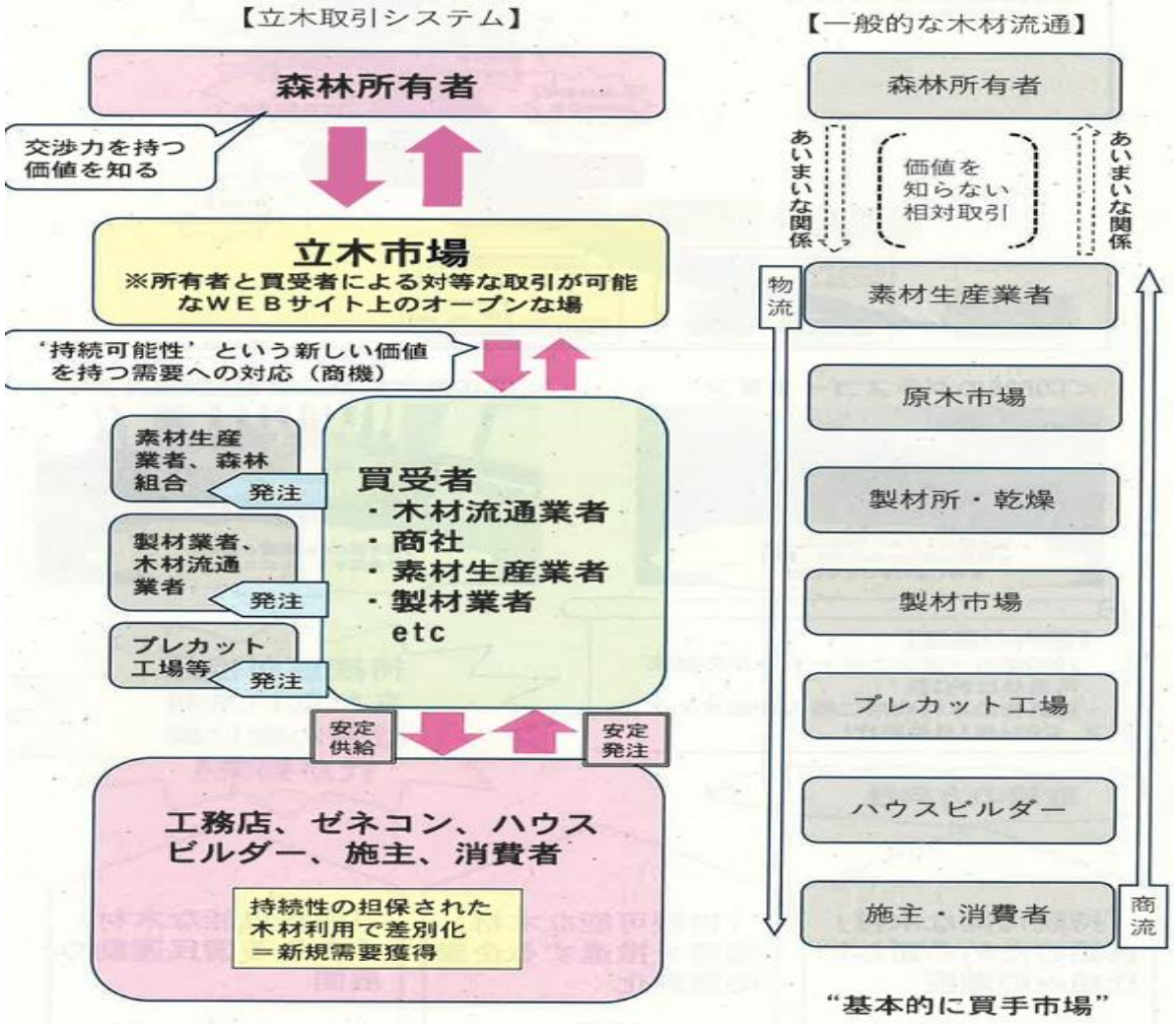

最近の動向　認証に対する関心の高まり

・[ホームセンター等エンドユーザーの意向によるサプライチェーンにおける認証取得の増加]

・[認証取得の増加]

　木材及びエネルギー部門における新たな認証取得の増加

・[地域における取組みの広がり]

　鹿児島県、長野県鳥取県等で認証の推進に向け新たな動き

・[ESG投資関連] 認証について問い合わせの増加ーシステム系企業、大手銀行等

・[森林クレジットとの連携の動き]

　各地で認証林のクレジット取得や検討の動き（森林の保全、管理の担保とクレジット収入を利用した認証維持費用の確保）

・[FIT・FIP関連でエネルギー分野での認証取得の増加]

　GHGカリュキュレーション認証機関としてPEFC位置づけに向けた取り組み

・［CFD、TNFD]など温暖化防止・生物多様性の保全についての企業の取組み情報開示の動き

　➡認証を取得していれば、開示に必要な情報の収集が容易（PEFCガイドラインの作成等）

SGEC/31-01-01

PEFC/31-01-02

SGEC規格2021版の概要と EUDR関連規格改正

2021年規格関連文書

FM関係

SGEC規準文書3:2025 (PEFC ST 1003:2025)	持続可能な森林管理の要求事項(SGECガイド文書3-1としてアイヌ民族FPIC手引きを規定)
SGEC規準文書3-1(PEFC ST 1002)	グループ森林管理の要求事項

COC関係

SGEC規準文書4 (PEFC ST 2002:2020)	SGEC- COC認証の要求事項
SGECガイド文書4-1(PEFC GD 2001:2025)	COC関連規格の解釈、解説

商標関係

SGEC規準文書6 (PEFC ST 2001:2020)	SGEC商標使用の要求事項
SGEC規準文書6-1	SGEC商標ライセンスの発行
SGEC規準文書6-2 (PEFC GD 1005:2020)	SGEC/PEFCジャパンによるPEFC商標ライセンスの発行

認証機関関係

SGEC規準文書5-1 (PEFC ST 1004:2024)	FM 認証機関に対する要求事項
SGEC規準文書5-2 (PEFC ST 2003:2020)	COC認証機関に対する要求事項

主な内容

SGEC規準文書3(PEFC ST 1003)「SGEC持続可能な森林管理ー要求事項」

SGEC持続可能な森林管理の要求事項を規定

・PEFCの規定に合わせ**6つの基準**を規定(規定8.1~8.6)
　現地での審査のための**「運用ガイドライン」を付属書1に掲載**
・EUDRのデフォレステーションに対応
・PEFC規格の**「森林プランテーション」**は、SGEC規格では規定せず、国内の認証対象となる人工林はすべて一般の規格を適用(3.9)、森林外樹木についても、特別な規定は設けず、必要な場合、一般の規格を適用(1)
・**「アイヌ施策推進法」**の趣旨を踏まえ、アイヌ民族関連の規定を充実、「SGECのアイヌ民族に対する**FPIC実施の手引き(ガイド)**」(2020.1制定)をSGECガイド文書3-1として規定

持続可能な森林管理の要求事項(第8項)

35

規準文書3	付属書1運用ガイドラインの主な規定
1. グローバルなカーボンサイクルへの貢献	原生林を除く森林の他の土地利用への転換は認証区域内の森林の 1%以下、2010 年 12 月 31 日以降、原生林から人工林へ転換された森林は、認証対象から除外、二酸化炭素固定機能の向上、間伐材等の有効利用等
2. 森林生態系の健全性と活力の維持	伐採箇所の分散化、人工林については2年以内の更新、更新計画、天然林施業技術指針等
3. 森林生産機能の維持及び促進	認証林産物の有効活用、資源の持続的利用、林内施設は環境への影響を最小限に
4. 生物多様性の維持、保全及び増進	生態系、種、遺伝子の多様性の維持・向上に関する基本的な管理方針の提示、絶滅危惧種、及びその生息地の保護・保全など
5. 保全機能の維持又は増進(特に水と土壌)	特に配慮必要な箇所の特定、尾根筋、水系及び道路沿いに保護樹帯等
6. 社会的・経済的機能の維持及び増進	アイヌ民族に対するFPICの実施、労働者の社会保険制度への加入、労働安全の確保等

1. 森林管理の要求事項のポイント

認証取得「組織」に対する要求事項

リーダーシップ（規準文書3の第5項）

コミットメント
要求事項に適合し実行
管理システムの継続的改善

計画（第6項）

リスクの分析・評価
資源の調査とマッピング
森林管理計画
森林管理単位（ユニット）の説明、年次平均許容伐採量とその根拠
法令順守
法令に加え慣習的、伝統的権利を含む、ILO基本条約、労働者の健康、安全の確保

支援（第7項）

必要な要因、施設の確保、地域社会、先住民等に対するコミュニケーション・協議、
苦情処理のためのメカニズム

パフォーマンス評価（第9項）

森林管理計画の実施状況、森林の健全性及び活力に影響する要素（病虫害、火災、気候的要因による損害など森林生態系に影響を及ぼす要素）について定期的なモニタリング等

改善（第10項）

不適合があった場合の是正措置

SGEC規準文書4(PEFC ST 2002)
森林及び森林外樹木産品のCOC一要求事項(1)

森林及び森林外樹木産品に関するCOCの要求事項を規定

(ポイント)
・認証原材料(3.24)
「X%(SGECまたはPEFC)認証」の主張を付した森林及び森林外樹木産原材料と、
「X %(SGECまたはPEFC) 認証」の主張を付さずに納入された リサイクル 原材料
(仮にリサイクル原材料が70%で、残りが管理材である場合、「70%(SGECまたPEFC)認証」と主張可能)

・100% SGEC由来(3.27 注意書1)
物理的分離方式を採用している組織は、SGEC認証林から供給され、SGEC管理材との混合が全くない 原材料「100% SGEC由来」を使用可能

・問題のある出処(3.7)
違法木材等に加え、保続性、生物多様性、先住民の権利等に関する事項を規定

SGEC規準文書4（PEFC ST2002）
森林及び森林外樹木産品のCOC一要求事項（2）

・ 5.1.3

SGEC主張原材料/製品は、PEFC主張原材料/製品に変換可能

なお、SGEC認証林からの原木については、SGEC主張のまま、PEFC取得工場等に出荷することは可能

・ 5.3.2

COC取得企業等はSGEC商標ライセンスの取得が必須

・ 7.1.1

リサイクル原料材を除きすべての原材料に関しデュー・ディリジェンス（DDS）

その手法の詳細は付属書1

・7.1.2 c）、付属書1

SGEC-COC、PEFC-COCの対象範囲外の森林等産原材料/製品であっても違法生産源に由来するとの懸念を受けた時は、該当原材料/製品の市場への出荷禁止

SGEC規準文書5－1(PEFC ST 1004)
「SGEC森林管理認証に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」

SGEC森林管理認証を行う認証機関に関する要求事項を規定

1. 認証機関の**審査員の要件**(資格、経験等、SGEC-FMトレーニング受講修了者は、組織内伝達トレーニング可能等)、
2. **認証**の申請から評価、レビュー、認証書の交付、SGEC/PEFCジャパンへの報告など**プロセス**、等

付属書として
1. 認証機関の認定要件、2. 認証機関の公示について、3. 認証機関の審査員の要件、4. グループ森林管理認証

PEFC のST 1004の改正が承認、施行されたことを踏まえ、今後、SGEC 規準文書5-1を改正予定

基準文書5－2(PEFC ST 2003)「SGEC/PEFC-COC認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項

SGEC-COC認証を行う認証機関に関する要求事項(審査員の資格等、トレーニング、認証審査プロセス等)を規定

・6.1.1.2.2.1

審査員研修は、PEFCの承認を得て実施、また、認証機関等におけるPEFCのCOCトレーニング実施資格を得た者によるPEFCの承認研修受講者はSGEC-COCトレーニング受講修了者とみなす旨規定

付属書として、1, 認証機関のSGEC公示、2. SGEC/PEFCジャパンが容認する認定、3. マルチサイトCOC認証、4. 審査報告書の最低限の内容を添付

	審査員の資格	
6.1.1.2 教育	・森林及び/又は森林外樹木産品関連産業に関連するコース（教育課程）を 有するかそのコースによる補習を受けている**少なくとも中等教育に相当** する知識。 ・森林及び/又は森林外樹木関連産業における就業経験が、必要とされる 教育と同等であると認証機関が示すことができれば、当該就業経験によって代替することができる	
6.1.1.2.4 勤務経験	・森林及び/又は森林外樹木関連産 業における少なくとも **3 年の常勤の 勤務経験。** ・審査員が森林及び/又は森林外樹 木産品関連産業との関連性を有する適切な高等教育を修了している 場合は、1 年の削減が可能。 ・審査員が、有資格審査員の指導の下にトレー ニング中の審査員として 4 件の COC 審査を実行している場合は、1 年の削減が可能	
6.1.1.2.2.1 トレーニング	・SGEC/PEFC ジャパンが**承認する初回のトレーニング**	

	審査員の資格
6.1.1.2.5.1 審査経験	・**過去 3 年間に有資格審査員の指導 の下に**トレーニング中の**審査員として少なくとも 4 組織の COC 審査**を 実行。このうち、少なくとも **2 件 は SGEC-COC 審査**がが必要。 ・トレーニング中の審査の数は、森林 外樹木関連部門の COC 規格、ISO 9001又は ISO 14001 の審査の資 格を有する審査員については 2年 に削減可能。
6.1.1.2.6 力量	審査員の力量に関するレビュー等
資格の維持	
6.1.2.1 トレーニング	・SGEC/PEFC ジャパンが承認する**更新のトレーニング ・2 年に一度**及び新規の SGEC-COC 規格 SGEC 又は商標規格が施行された場合
6.1.2.3審査経験	・**少なくとも2 件の SGEC-COC 審査 を含み年次で 5 件の**森林外樹木関連部門の COC、ISO 9001、または ISO 14001 の外部審査。これら審査は**合計 7 日の審査業務を含む。** ・法令による休暇や長期の病気よって 求められる審査ができない例外的な状況の場合、有資格審査員の指導の下で少なくとも **2 件 の SGEC-COC 審査**を実行。

SGEC規準文書6/PEFC規定 ST 2001:2020
商標使用規則ー要求事項(1)

ロゴラベルとイニシャル及び関連する主張についての要求事項を規定

・商標については、「TM」などのシンボルと共に使用することは不可
・ロゴとラベルは「ラベルジェネレーターツール」から入手(6.1.2)
・商標使用者をA(管理団体等)、B(FM認証取得者)、C(COC認証取得者)、D(その他)の4つのグループに分類(6.3)
・PEFC規格では、グループBの商標は製品外使用のみ(PEFC ST 2001:2020 6.3.2.2)

[SGEC規定では、認証取得者により産出された素材についてはSGEC商標の製品上使用は可(6.3.2.2)]

SGEC規準文書6/PEFC規定 ST 2001:2020
商標使用規則ー要求事項(2)

6.3.4.4

小売業者(ブランドオーナーも対象)は以下の条件の下、プロモーションを目的として間接的に製品上使用が可能

(a)グループDの商標ライセンスを有する

(b)一度は指定のラベルメッセージを付して使用

(c)製品に隣接して置かれる場合、カタログ、パンフレット等にライセンス番号なしで使用可能

(d)該当する製品には、認証供給者のライセンス番号を付した商標が製品上に付されていること等

SGEC規準文書6/PEFC規定 ST 2001:2020
商標使用規則ー要求事項(3)

・7.1.2.1.2
「認証ラベル」は、70% 以上が認証原材料であり、リサイクル原材料の含有率が
100% 未満である場合、使用可能)

・7.1.2.2.1
製品が、リサイクル原材料のみを使用している場合、「SGECまたは PEFCリサイクル」

・7.1.3.2
SGECまたはPEFCのイニシャルを直接製品上使用することはできるが、その場合
商標ライセンス番号を付すことが必要

なお、商標規則については、現在、PEFCでEUの消費者のグリーン移行を促進することに関する指令等を踏まえ必要な変更を組み込むための修正(プロモーション用イニシャル使用に関する追加要求事項、一部メッセージ表現の修正等)が行われており(現在メンバー国協議中)、この修正が完了(2026.10公表予定)次第、SGECの商標規則についても修正を行う予定。

SGECガイド文書７「SGEC情報及び登録システムーデータに関する要求事項

SGEC/PEFC関連データの登録に関する要求事項を規定

「SGEC情報及び登録システム」のデータは「PEFCの情報及び登録システム」の一部として管理

SGECガイド文書８「SGEC苦情処理規則」

苦情の申し出があった場合の手続きを規定

COC関連規格に対する追加解釈（SGECガイド文書4-1、PEFC2001－1）

規準文書4（ST2002）

- 定義
- 外部委託
  - 4.9.1 COCの対象となる外部委託活動のプロセス中は、原材料の法的所有権を維持する必要

- 投入原材料の確認と生産品の宣言
  - 5.2.1 認証組織が生産する認証製品にオンプロダクト商標を付す場合は、販売書類または納品書類に主張を記載する必要
  - 6.1 受領した原材料と販売した原材料のバランスは、製品グループレベルでチェックし、投入原材料と販売原材料を検証

- 付属書1：DDS　表2 由来のレベルにおける重大リスクの指標 – EPI：「生物多様性と生息地」のスコアのほか、代替指標として「保護地域の有効性」と「森林景観の完全性」の指標のスコアを使用可能

- 付属書2：マルチサイト生産者グループ
  - 生産者グループ の参加要件（従業員数、年間売り上げ総額）は、サイトレベルではなく、企業レベルで適用されるものと理解する必要

- 森林外樹木のためのDDS：新たな章

COC関連規格に対する主な追加解釈

規準文書5-2 (ST 2003)

- 資源に関する要求事項：初回資格取得および資格維持のための、**土地を基盤とする分野および関連産業**における実務経験および審査経験を追加

規準文書6(ST 2001)

- PEFC 商標の使用例、ラベルジェネレーターに関する説明、および 認証製品に対する商標使用に関する解釈

EUDRとSGEC関連規格の改正

EUDRの主な内容

EU市場に出荷及びEUからの輸出される産品及び製品に関係するオペレーター及びトレーダーに対するDDSの義務化

対象産品

- 木材、大豆、牛肉、パームオイル、ココア、コーヒー、天然ゴムの7品目
- 及びこれら由来の加工品（木材関連では、例えば家具）

認められる条件は

・deforestation-freeである（2020年12月31日以降）
・生産国の関連法令に違反していない
・DDSが実施されている

EUDR ディフォレテーション・フリー

［森林減少及び森林劣化をもたらすものでないこと］

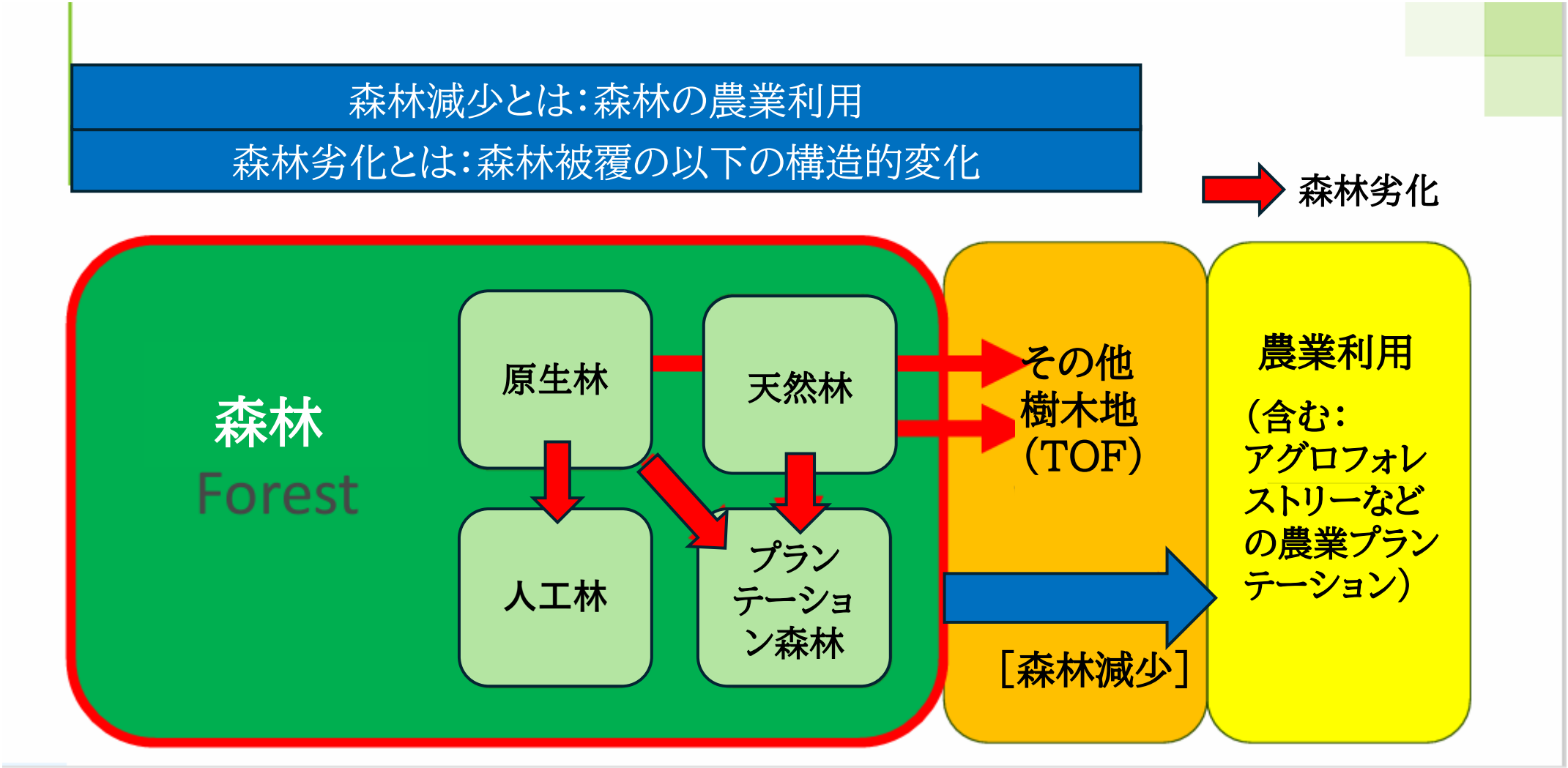

EU規則付属書記載の関連商品、製品の例（木材）

4401　燃料用材
4403　原木（樹皮または辺材をはがしてあるかないか、または大まかに四角に切ってあるかないかを問わない。）
4407　暑さ6mmを超える製材品
4412　合板、ベニヤ板および類似の積層木材
4413　ブロック、プレート、ストリップまたはプロファイル形状の圧縮木材
4414　絵画、写真、鏡または類似の物体用の木製フレーム
4415　木製の梱包ケース、箱、木枠、ドラムおよび類似の梱包材、木製のケーブルドラム。木製のパレット、ボックスパレット、その他の積載板、木製のパレットカラー（市場に出される他の製品を支持、保護、または運搬するための梱包材としてのみ使用される梱包材は含まない）
4415　木製の樽、樽、大桶、桶、その他の樽製造製品およびその部分品（樽材を含む）
4418　木製の建築用木工製品（セルラーウッドパネル、組み立てられたフローリングパネル、シングルおよびシェイクを含む）
4419　木製の食器および台所用品
4420　木製の寄木細工および象嵌細工、木製の宝飾品または刃物類用の小箱およびケース、およびこれに類する製品、木製の小像およびその他の装飾品94類に該当しない木製家具
4421　その他の木製製品
　　竹製品および再生製品（廃棄物およびスクラップ）を除く、統合製品分類表の47類および48類のパルプおよび紙
ex 49 印刷された書籍、新聞、絵画、その他の印刷製品、紙製の原稿、タイプ原稿および設計図
ex 9401 木製の椅子（9402類のものを除く。ベッドに変形できるか否かを問わない）およびその部分品
9403 30、9403 40、9403 50、9403 60および9403 91　木製家具およびその部分品
9406 10 木製のプレハブ建築物

オペレーターとトレーダー

オペレーター：　関連製品をEU市場に出す（最初に利用可能とする）あるいはEUから輸出する者

トレーダー：　関連製品を市場に入手可能とするオペレーター以外のサプライチェーン上の者

＊「入手可能にする」とは、EU市場における流通、消費または使用のために関連製品を供給すること

オペレーターとトレーダーの例

ガーナに拠点を置く X 社がヨーロッパにココアバターを輸出し、EU に拠点を置く A 社がそれを輸入する場合、EUDR では A 社がオペレーターとみなされる。
さらに、同じく EU に拠点を置く B 社がそのココアバターを使用してチョコレートを製造し、市場に投入した場合、B 社は元のココアバターとは異なる HS コードを持つ新製品を作成したためオペレーターとみなされる。最後に、EU に拠点を置き、B 社からチョコレートを購入し、ヨーロッパ外に輸出する C 社もオペレーターとみなされる。

一方、EU のオペレーター B からチョコレートを購入し、加工せずにスーパーマーケット チェーンに流通させる会社 D はトレーダーと見なされる。

EUDR 関係者

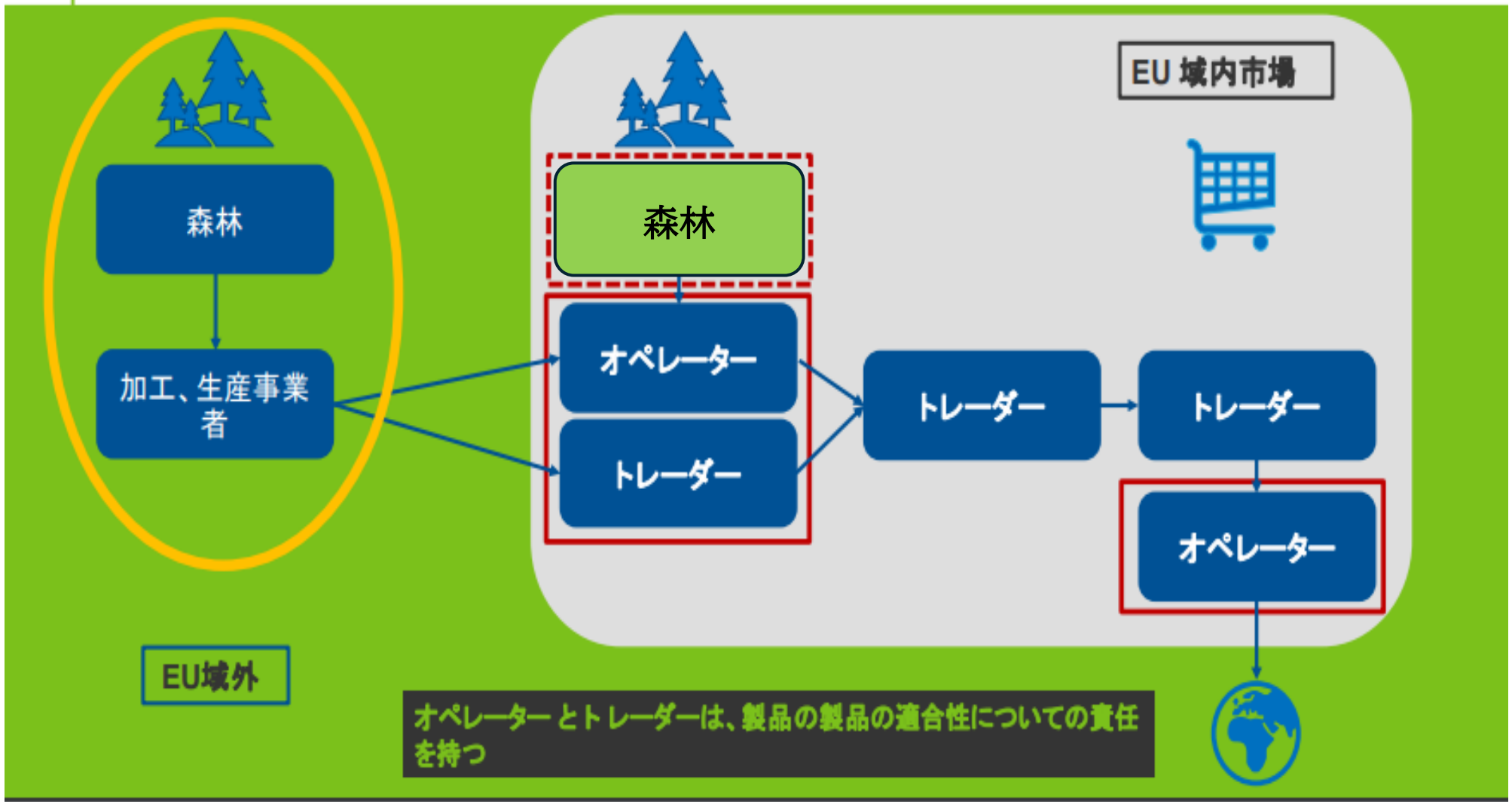
森林
加工、生産事業者
EU域外
森林
オペレーター
トレーダー
EU 域内市場
トレーダー
トレーダー
オペレーター
オペレーターとトレーダーは、製品の製品の適合性についての責任を持つ

DDSの実施とそのステートメント

EU市場に出荷する製品については、

- その製品が森林減少あるいは森林劣化（プランテーションへの転換等）の土地由来のものではないことの確認を含むDDステートメント
- その製品が人権及び先住民の権利を含み関連法制に違反していないことの確認が求められる。

DDSの内容：①原産国、樹種等に関する情報→②リスク評価→③リスクの低減措置

①については生産地（木材であれば、伐採箇所の地理的な位置（緯度、経度など）に関する情報が必要
（EUが低リスクと認めた国からのものについては、①だけの簡略DDSが認められる）

国別の「高リスク」、「低リスク」、「標準リスク」の分類（森林減少・劣化の速度、農地の拡大率、関連製品の 生産動向等を考慮）は2025年5月に公表

オペレーター等によるDDSステートメント記録する中央情報システムは2024年12月30日までに構築される予定

EUDRで求められる情報

(a)関連製品の樹種名等

(b)関連製品が生産された国

(c)関連製品**が生産された土地区画の地理的位置情報**

(d)生産の時期

(e)供給者の名前、住所、email アドレス、

(f)オペレーター、トレーダーの名前、住所、email アドレス

(g)deforestation-freeに関する確認情報

(h)生産国の法令に対する合法性の確認情報

EUDRに関する国別リスク（低リスク、標準リスク、高リスク）

主なPEFCメンバー国のリスク評価

アジア
低リスク：中国、日本、韓国、タイ、ベトナム、インド
標準リスク：インドネシア、マレーシア

ヨーロッパの国はすべて低リスク
北米、チリは低リスク、ブラジルは標準リスク
オーストラリア、ニュージーランドは低リスク
ロシアとベラルーシは高リスク

低リスク国から関連製品については**簡略DDSの実施**が認められる。
簡略DDSとは、DDSにおいて情報の収集（地理的位置情報も含む）は必要だが、リスク評価とリスク軽減措置を省略可能（EUDR 13条）

標準リスク国と高リスク国からの関連製品に対するDDSに違いはないが、高リスク国からの出荷は、管轄当局による厳格な監視の対象

EUDRの改正（2025.12.23）

改正内容の概要

・すべての事業者の申請期限2026.12.30（中小規模事業者については2027.6.30）まで延長

・DDステートメントを提出する義務と責任は、関連製品を最初に市場に出荷する事業者のみ

・参照番号の収集、保持の責任は、サプライチェーン上の最初の下流事業者のみ

・中小零細事業者は、簡易申告を1度だけ提出し申告番号を受け取る

・特定の印刷物（書籍、新聞、印刷写真など）は規制の対象外（EU製品分類法49章）

・欧州委員会は、簡素化に関するレビューを実施し、2026年4月30日までに報告書を提出

PEFCの対応

・本改正を踏まえ、PEFC DDS規格の改正（現在パブコメ中）

EUTRとEUDRの関係

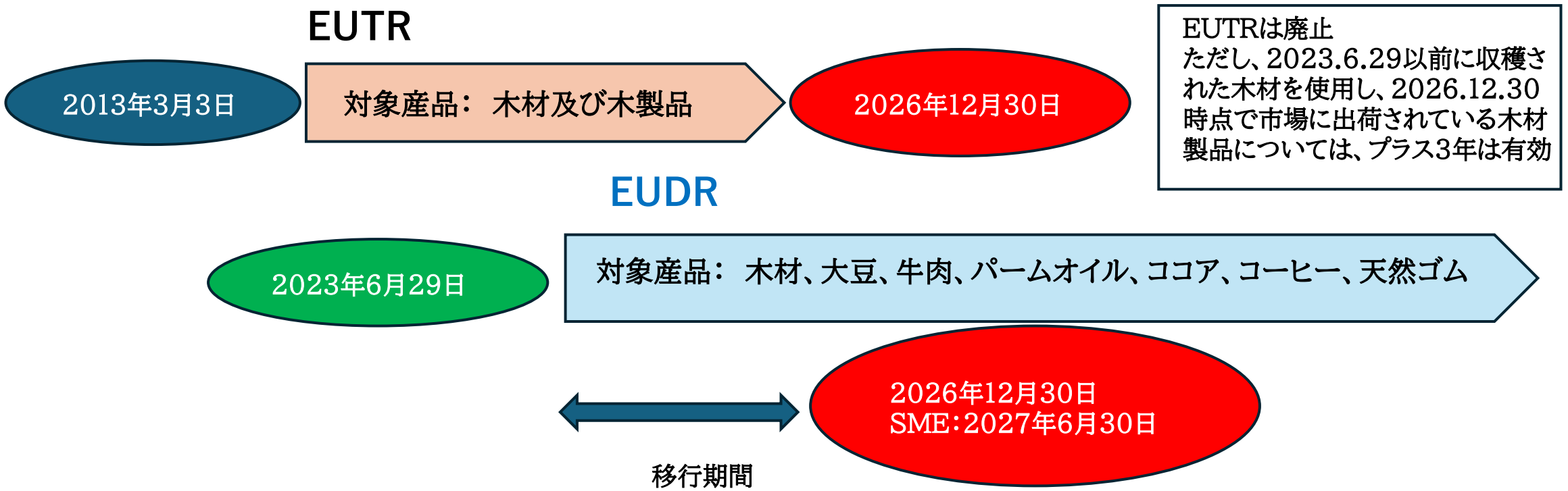

PEFCのEUDR対応とSGEC規格

PEFCでは、EUDRを踏まえ森林管理規格を改正するとともに、EUDRに対応するDDS規格を策定

SGECでは、PEFC規格の策定・改正を踏まえ、「緊急を要する改正」の手続きにより以下の通り、SGEC規格を改正、策定

(1)SGEC規準文書3:2021版の改正(SGEC規準文書3:2025)
2025年6月30日PEFCの相互承認、2025年9月1日施行)

(2)SGEC規準文書4の枠組みの下で、任意に適用可能なSGEC EUDR DDS 規格(SGEC 規準文書4-1)の策定➡今般のPEFC EUDR DDS規格の改正を踏まえ、SGEC規格を修正予定

SGEC規準文書3：2025

持続可能な森林管理に関する要求事項

主な改正事項

（施行：2025年9月1日、移行期限：2028年2月29日）

第3章. 用語と定義の修正

追加：　農業プランテーション、**農業利用**、生態学的に重要な非森林地域
森林の農業利用への転換、**森林劣化**、地理的位置情報、天然林、
森林外樹木（TOF）からの非木質林産品、その他の樹木地、人工林、
原生林

変更・修正：森林プランテーション➡プランテーション森林、
森林外樹木（TOF）　通常「その他の樹木地」、「農業用地」、または
「都市林」に分類を追加

森林劣化（Forest degradation）

3.12 森林劣化 （Forest degradation）
森林被覆の構造的変化であり、以下の転換の形態をとる：
a）原生林または天然林のプランテーション森林またはその他の樹木地への転換
b）原生林から人工林への転換。

主な改正事項

第4章. SGEC森林管理規格と組織
4.3.3 地理的位置情報の保持を追加

第8章. 持続可能な森林管理の要求事項

8.1.4 **農業的利用への森林転換を行ってはならない**

8.1.5 **森林の他の土地利用への転換は、正当化できる状況以外は発生させない。**

8.1.6として、森林劣化に関する新たな要求事項 「人為的な森林劣化を起こしてはならない」を追加
注意書に2010年12月31日以降の「プランテーション森林」、また「原生林」から転換された「人工林」は認証の対象外となることを規定

（なお、PEFC規格では、付属書1「プランテーション森林の要求事項の解釈」及び付属書2「森林外樹木（TOF）に関する要求事項の解釈」が修正されたが、SGEC規格では、プランテーション森林、TOFを対象とはしていない。）

付属書1の運用ガイドラインの主な改正

本規格の規定に合わせ、規定の追加、移行

・伐採箇所については、その**地理的位置情報**（小数6桁の緯度、経度情報）を記録し、保存なければならないを追加（0.3.2）

・**森林の転換**に関する規定の追加及び第4条から第1条に移行
-1.2 農業的利用への転換、
-1.2.1　他の土地利用への転換

-2010年12月31日以降、原生林から人工林又はプランテーション森林へ転換された森林、天然林からプランテーション森林へ転換された森林は、認証には不適格となるものとして取り扱わなければならない旨規定（1.2.2）

-林内施設に係る森林の他用途への転用（1.2.3）

-耕作放棄された農地等の森林への転換（1.2.4）

SGEC 規準文書4-1

SGEC-EUDR デュー・デリジェンスシステム（SGEC-EUDR DDS）実施のための要求事項の概要

1. 目的

SGEC-COC認証組織が EUDR に準拠するために既存の認証規格に追加できる任意の規格
（通常の　SGEC規準文書4の7.「デュー・ディリジェンス・システム（DDS）に関する要求事項」
に替え利用可能）として策定

この要求事項は、SGEC－COC認証組織が関連製品をSGEC主張をPEFC主張に転換して、
EU 市場に輸出する際に適用

具体的には、SGEC-COC認証組織が、SGEC スキームを活用してSGEC認証原材料/製品をPEFC主張に変換してEU市場に輸出する場合に、「PEFC-EUDR主張」を行うためのDDS実施の手順を規定

なお、この規格による認証を行うためは、以下が必要
（1）認証機関の認定範囲に本規格の追加
（2）SGEC-COC認証を保有する組織の認証範囲に本規格の追加

2. 主な内容

（1）通常のPEFC主張に加え、それぞれの製品に「PEFC EUDR主張」を付すことが可（EU向け原材料・品なので、PEFC主張に転換）　（規準文書4-1の3.26）

（2）SGEC EUDR DDS を少なくとも毎年実施　（規準文書4-1の　4）

（3）SGEC-DDSの実施に際し、以下のカテゴリーに分類　（規準文書4-1の4.3.3）

・**参照番号付きPEFC EUDR関連製品**

EU リファレンス　ナンバー及び要請があれば、EUDRで求められている樹種、生産国、生産地の地理的位置などの情報を入手、記録

・**参照番号なしPEFC EUDR関連製品**

供給者からの上記の情報の入手、記録

・**非PEFC EUDR関連製品**

上記すべての情報の入手、記録
規定されている情報の収集、当該情報が入手できない場合、当該関連製品は重大リスクとなり、リスクが解消されるまでEU市場に当該 製品を出荷できない。

（4）リスク評価（毎年）　（規準文書4-1の　6）
収集された情報をもとにリサイクル材以外の関連製品についてリスク評価の実施し、リスクがなし、あるいは極小となったもの以外EU市場に出荷してはならない。
（対象は2020年12月31日以降の行為。文書には、極小リスクとなる指標が表としてまとめられている）

（5）根拠のある懸念　（規準文書4-1の　7）
根拠のある懸念が提起された場合の手続き等を規定

（6）リスク軽減措置　（規準文書4-1の　8）
リスク軽減措置の手続き、手法を規定
追加的情報の収集、　・組織あるいは、第三者による調査、審査の実施　・是正措置

（8）DDステートメント　（規準文書4-1 の9）
EU情報システムへのDDステートメントの提出及びその内容について規定。（付属1に記載すべき内容を記載）

リスク評価の表 規準文書4-1の6

表3：　2020 年 12 月 31 日以降に森林減少および森林劣化が発生した地域から生産されたリスクに関するリスクなし、あるいは極小リスクの指標のリスト （6.2.1）

表 4：　生産国の関連法令に準拠していないリスクがリスクなし、あるいは極小の指標 （6.3.1）

表 5：　生産国の関連法令を準拠していないことについてのリスクなし、あるいは極小リスク補足指標（6.3.2）

表 6：　関連製品が森林の木材または非木質林産品の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来するリスク、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫、あるいは遺伝子組み換え樹木の調達に由来するリスクが、リスクなし、あるいは極小レベルとなる指標（6.4.1、6. 4. 2）

表 7：　サプライチェーン段階での重大なリスクの指標のリスト（6.5.1）

原材料:SGEC主張

EUDR 適合SGEC
FM規格



リスクなしあるいは極少レベル

非SGEC-EUDR

SGEC EUDR
DDS

参照番号なし
PEFC-EUDR

EUDR非適合SGEC
FM規格



完全リスク評価

非SGEC-EUDR

SGEC EUDR
DDS

参照番号なし
PEFC-EUDR

PEFC Knowledge Academy

生産品:PEFC-EUDR 主張



PEFC ST-MO 2002-1:2026のPEFC ST2002-1:2024からの主な変更点

章	主な変更
第3章 定義と用語	・**零細または小規模第一次オペレーター、下流オペレーター、簡易申告、申告番号**などの新規定義の追加、およびオペレーター、トレーダー、PEFC-EUDR、非PEFC-EUDRの原材料カテゴリーなどの定義の改正。 ・PEFC EUDR DDS原材料のカテゴリーを3つから2つ（**PEFC-EUDRと非PEFC-EUDR**）に削減。
第4章 PEFCEUDR DDS 要求事項	・PEFC EUDR DDS認証の信頼性、モニタリング、評価を強化するための新たな要求事項を追加。組織は以下の事項を実施する必要があり。 ・認証が停止された場合、管轄当局に通知（EUに拠点を置く組織の場合）。 ・認証機関の**予告なしまたは短期間の通知によるモニタリング審査**の実施を可。 ・PEFC EUDR DDS認証のモニタリングおよび評価活動の実施におけるPEFC評議会またはPEFC認可団体への支援 ・必要な情報をPEFCデータベースへの登録 ・制裁措置または法的調査の対象となった場合、直ちに認証機関への通知
第5章 情報の収集	・情報収集要求事項は、規則（EU）2025/2650に準拠するよう改正。オペレーター、下流オペレーター、トレーダー、EU域外に拠点を置く組織など、組織の種類に応じて収集すべき情報を区別。 ・零細または小規模の一次事業者向けの簡易申告に関する要求事項の導入 ・PEFC EUDR DDSに適用される原材料カテゴリーを特定するために必要な情報を収集・保持。 ・DDステートメントの参照番号を収集して伝達するという以前の要求事項を削除。

章	主な変更
第６章 リスク評価	・**生産国の関連法規の遵守に関するリスクがまったくない、または極少であることを示す指標の変更。** ・**低リスクレベルの指標は、当該国が国際透明性機構の腐敗認識指数で50点以上、またはワールド・ジャスティスの法の支配指数で0.5点以上のスコアを獲得している場合のみに使用可。**
第7章 根拠のある懸念	・組織がリスクを示す情報を入手または認識した場合、認証機関およびPEFC評議会またはPEFC認可団体に通知する義務の追加。 ・通知および検証に関し、オペレーター、下流オペレーター、およびトレーダーに適用されるEUDRの改正要件を反映。
第８章 リスクの軽減	・軽微な編集上の変更。これには、特定のリスク軽減要求事項の対象とならなくなった組織に関する記述の削除。
第９章 デューデリジェンス・ステートメントと簡易申告の提出と公表	・零細・小規模な第一次オペレーターが行う一回限りの簡易申告の提出、および非SME下流オペレーター/トレーダーによるEU情報システムへの登録に関する要求事項の追加
第１０章 市場への出荷停止	・実質的な変更はなし
付属書	・付属書1において、要求事項の対象外となった組織形態をを削除する編集上の変更 ・簡易申告の内容を規定する付属書2の追加

SGEC/PEFC規格関連の最近の動き

(1)規格改正プロセスの延期

2026年に予定していた5年に1度行われるSGEC規格の見直しプロセスについては、PEFCの森林管理規格の改正まで延期(森林管理認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項5-1も含む)

(2) PEFCプロジェクト調達認証規格の策定

新たに独立した規格であるPEFCプロジェクト調達認証のためのモジュール規格を策定。同規格を踏まえ、SGEC規格を策定予定

(3) FIT/FIP対応規格の策定

FIT/FIPの輸入木質バイオマスに関するGHGを含む要件に適合するためのPEFCモジュール規格を策定中。なお、経産省は、6月、PEFCをFIT/FIPスキーム上のGHG計算を確認できる認証スキームとして位置づけ

PEFC ST 1004:2024「森林管理認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」のポイント

1. ベースとするISO規格については、FM認証が、ISO17065をベースとしてPEFCに相互承認されている場合、認証機関に関する要求事項もISO17065をベースとすることを容認

2. 主な追加項目
- ・審査員等の力量に社会人口動態、持続可能性に関わる課題、文化的課題についての知識を明記、
- ・研修におけるPEFC評議会の承認の導入、
- ・情報に関する要求事項として、
  審査報告書の概要の公開を明記、
  影響を受けるステークホルダーの審査プロセスへの参画等の追加
- ・プロセス要求事項として、
  審査はリスクベーストとし、リスクに基づく審査のための文書化された手順の保有を規定、
- ・初回審査の手法の明確化
  ステージ1(リモートも可), ステージ2(現地審査)、オープニング会議、クロージング会議等
  リモート審査の手法及びリモート審査に関する文書化された手順の保有を規定
- ・根拠がある懸念を認識した場合の特別審査の導入

現行のプロジェクト認証

・プロジェクト認証とは、建物や船などの建築において複数の業者が関わる場合に、この建築をプロジェクトとして定義し、認証を受ける仕組み。**管理主体（プロジェクトマネージャー）が事業を統括**
・建築物全体を審査、認証する**全体認証**と、例えば家の柱、建物の床部分など、一部のみを認証する**部分認証**がある。
・プロジェクト認証はあくまでも**COC認証の一形態**で、プロジェクトをその認証範囲に含むCOC 認証（プロジェクトはあくまでも認証された製品との位置づけ）

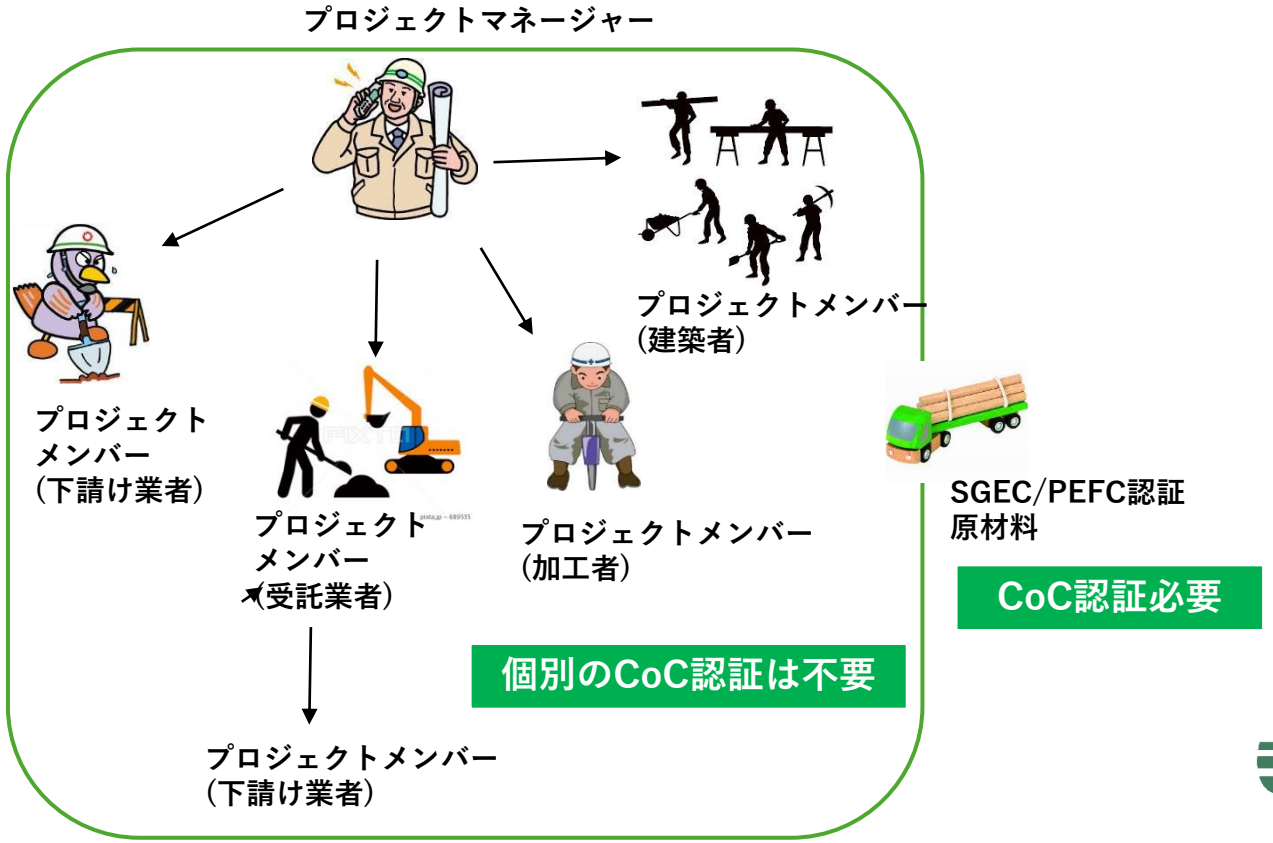

SGEC/31-01-01
PEFC/31-01-01

新たな PEFCプロジェクト調達認証規格のポイント

目的：プロジェクトで使用される原材料が、持続可能な方法で管理された森林、リサイクル材料、および PEFC 管理材から調達されることを確保し、組織が PEFC プロジェクト調達認証の主張および宣言を行えるようにする

規格の位置付け：PEFC ST 2002:2020「森林および森林外樹木産産品の COC に関する要求事項」に基づいて策定された**独立した規格**

プロジェクト：定められた認証範囲内で森林及び森林外樹木産原材料を使用する建設、改修、建築、土木工事、施設、アメニティ、内装、または芸術作品を指す

認証の種類：一回限りの**単一プロジェクト認証**に加え、単一のマネージメントシステムの下で複数のプロジェトを対象とした**マルチプロジェクト調達認証**を位置づけ、また、マルチサイト組織を対象とした認証も可能

商標ラベル：プロジェクト終了後も引き続き使用可能。なお、申請プロジェクト、完了プロジェクト別に可能なメッセージも規定

PEFC認証の要件
プロジェクト範囲全体で少なくとも**70%のPEFC認証**含有量を確保する必要

PEFCプロジェクト調達認証　認証機関に関する要求事項

定期審査：
・単一認証：毎年。ただし、期間が18ヶ月未満の場合、少なくともプロジェクトの認証
　申請時に初回審査、完了したプロジェクトに対し最終審査
・マルチプロジェクト認証：認証書の有効期限前に少なくとも4回

審査員：PEFC　COC認定審査員であり、PEFC評議会が承認するPEFCプロジェクト調達規格に関する初期研修を受講し、合格していることが要件

認定：必須ではない

FIT/FIP対応に向けた新たな動き

合法性と持続可能性の検証に加え、温室効果ガス排出量（GHG）の算定確認も必要

FIT/FIP制度においては、1,000kW以上の発電事業者に対する 2022年度以降の認定案件について、2026年4月1日　から燃料のサプライチェーン上の各社において、**ライフサイクルGHGを確認できる認証を取得することを**認定の要件

2026.6 以下の認証に加え、輸入木質バイオマスについて、PEFCをGHGを確認できる第三者認証として位置づけ

・SBP（Sustainable Biomass Program）
・GGL（Green Gold Label）

林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の改正

一方、最近公表された林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の改正において、輸入木質バイオマスの持続可能性（合法性）の証明として、PEFCが認めた木材であること示す書類を明記

SGEC/31-01-01

PEFC/31-01-02

アイヌ民族関連規格の概要

SGEC規格におけるアイヌ民族関連規定の考え方

○アイヌ民族は、独自の文化とアイデンティティを保持してきた先住民族との認識のもと、

○北海道においては、森林が、アイヌ民族の文化等（土地利用形態を含む民族固有の生活様式全体）と密接に関係していることに鑑み、

○先住民としてのアイヌ民族の文化等の諸権利の保全に貢献する制度としての管理運営を目指す。

2021規格改正における主な規定

持続可能な森林管理に関する要求事項」等に以下の点を新たに規定

1. 歴史的、文化的、精神的に重要な区域の保護、管理（基準文書3　8.6.3）
　→アイヌ文化の振興等を図り、アイヌの人々が民族としての誇りを
　もって生活できるよう努めなければならない

2. 地域社会の長期的な健康と福祉の促進（規準文書3　8.6.4）
　→アイヌ文化及びその伝統を踏まえ「アイヌ施策推進地域計画」を遵守し、アイヌ民族の誇りが
　尊重される社会の実現を目指す

3. 地域経済の振興（規準文書3　8.6.5）
　→アイヌ文化の振興等はもとより、関連する産業の振興に資するよう努めなければならない

4. モニタリング（規準文書3 付属書1　7.1）
　→アイヌ民族の慣行的森林の共同利用の実態、及びアイヌの文化的、伝統的遺産等の保護の
　状況等についてモニタリングが実施されなければならない

5. 「アイヌ民族に対するFPIC実施の手引」をガイド文書3-1として位置づけ

アイヌ民族に対するFPIC実施の手引き

1. アイヌ民族に対するFPICの必要性

　国際的動向、国内的動向、SGECの運用方針

2.「自由な、事前の、かつ、情報に基づく同意（FPIC）の国連宣言等における規定

3. 具体的なFPICのプロセス

ステップ　1：ステークホルダーの特定

ステップ　2：ステークホルダー等に対する影響等の把握

ステップ　3：ステークホルダー等に対する説明及び意見・要望の受付

ステップ　4：ステークホルダー等の同意の確保

①「2ヶ月間」に意見・要望がなかった場合、北海道アイヌ協会に報告し、新規の情報提供がなければ、FPICを得られたものとみなす

②その後に意見・要望等の申し出があった場合、誠実に協議

ステップ　5：記録の保存及びモニタリング

①協議内容、経緯について書面に記録、保存

②森林管理計画の実施状況、アイヌの人々への影響に関するモニタリングを定期的に実施